

# 平成26年第4回定例会議事日程（第3号）

平成26年12月16日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

若山征洋 議員

梅津義信 議員

是石利彦 議員

横川清一 議員

是石直哉 議員

太田文則 議員

丸谷一秋 議員

山本定生 議員

平成26年第4回吉富町議会定例会会議録（第3号）

|           |               |           |
|-----------|---------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成26年12月16日   |           |
| 招 集 の 場 所 | 吉富町役場二階議場     |           |
| 開 会       | 12月16日 10時00分 |           |
| 応 招 議 員   | 1 番 是石 直哉     | 6 番 丸谷 一秋 |
|           | 2 番 山本 定生     | 7 番 今津 時長 |
|           | 3 番 太田 文則     | 8 番 是石 利彦 |
|           | 4 番 梅津 義信     | 9 番 若山 征洋 |
|           | 5 番 横川 清一     | 10番 花畑 明  |
| 不 応 招 議 員 | なし            |           |
| 出 席 議 員   | 応招議員に同じ       |           |
| 欠 席 議 員   | 不応招議員に同じ      |           |

|                                   |         |       |           |       |
|-----------------------------------|---------|-------|-----------|-------|
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長     | 今富壽一郎 | 会 計 管 理 者 | 友田 博文 |
|                                   | 教 育 長   | 園田 陽一 | 住 民 課 長   | 瀬口 浩  |
|                                   | 総 務 課 長 | 江河 厚志 | 健康福祉課長    | 上西 裕  |
|                                   | 企画財政課長  | 奥田 健一 | 産業建設課長    | 赤尾 慎一 |
|                                   | 税 務 課 長 | 峯本 安昭 | 上下水道課長    | 赤尾 肇一 |
|                                   | 教 務 課 長 | 田中 修  |           |       |

|                    |     |       |
|--------------------|-----|-------|
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 局 長 | 奥邨 厚志 |
|                    | 書 記 | 守口 英伸 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 町長提出議案の題目 | 別紙日程表のとおり |
| 議員提出議案の題目 | 別紙日程表のとおり |

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに、議長よりお願いをいたします。発言は、必ず議長の許可を得てから発言をされてください。また、不適當発言、不規則発言に御注意をいただき、有意義な会議でありますよう、皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

では、ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に是石直哉議員、太田文則議員の2名を指名をいたします。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（花畑 明君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いをいたします。また、質問の回数は同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、質問者の質問時間は答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示をされますので、消費時間を確認をされ厳守してください。

若山征洋議員。

○議員（9番 若山 征洋君） おはようございます。9番若山です。通告により今回は4つの質問を行いますので、簡潔、明快なる答弁をお願いいたします。

最初に、漁業振興についての質問であります。

まず、1つ目は平成26年度の漁業振興事業としまして、水産物供給基盤機能保全計画策定委託事業が予算化されておりますが、本計画の事業目的と推定メリットについての説明をお願いします。また、計画後の現在までの進捗状況について説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、お答えいたします。

水産物供給基盤機能保全事業は、効率的かつ効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定を行

う事業であります。

漁港・漁場施設の機能を保全するために、必要な日常管理や保全、更新工事を盛り込み、漁港施設の長寿命化を図りつつ、効率的な維持管理、既存施設のライフサイクルコストの平準化・縮減化を図ることを目的として策定するものであります。

メリットとしましては、国の補助を受けて、漁港・漁場施設の保全、更新工事を行うために水産物供給基盤機能保全計画策定が必要であります。今後は、機能診断結果をもとに、長寿命化及び補修・更新等の基礎資料として活用していく予定であります。

次に、どんな機能保全計画か、進捗状況、完了予定時期であります。施設の整備状況、管理状況、機能診断、長寿命化のための対策コストやコスト縮減等の検討並びに計画をするものであります。

進捗状況につきましては、調査結果から機能保全対策の取りまとめを行っている状況であります。業務委託の完了は、平成27年2月末であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） ちょっと、もう少しかいつまんだ事業内容を説明していただけますか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 機能保全計画につきましては、漁港施設27施設、護岸、それから突堤、物揚げ場、航路等々の27施設についての機能診断を行うものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） その診断結果は、今のところわかってる範囲で説明できますか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在、まだ業務委託期間中でありまして。先ほど申し上げましたように、平成27年2月が業務完了でありますので、その成果品をもって現在の機能診断結果がわかります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 来年の27年2月末までには全てがわかるんですね、この計画の。そういうふうには理解していいですか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 27年2月には、現在の施設の機能状態がわかるということで

ございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） それでは、次に吉富漁港の漁場へ重機などが入れる、いつでも緊急時とか入れるような進入路の設置は考えておりませんかということで、皆さん御存じのように風水害が多いし、流木も流れてきますし、そういうものの処理を、重機がさっと入れれば簡単にできます。

また、漁場改善発生時などに重機による事業の簡易化ができますので、人手では大変苦勞しておりますようで、そういうことのために進入路の1カ所、新設置の考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、漁業振興につきましては、今年度も継続事業として水産資源育成事業補助並びに豊前・築上栽培漁業推進協議会を事業主体としまして、放流事業による漁業振興を行っているところであります。

また、豊前海研究所に継続的に資源調査の実施や技術的支援を要請しているところであります。

次に、台風災害の流倒木処理のための重機等進入路の設置につきましては、漁業協同組合からの設置要望は出されておりません。進入路は、簡易でありましても恒久的な施設となることから、設置場所によっては公有水面埋立法に基づく手続、関係機関の同意も得なければなりません。

また、補助事業により整備した漁港施設場であることから、護岸や波消しブロック等の形質変更や処分も考えられることから、漁港施設としての効果を低減させ、また補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による所定の手続や補助金の返還等も求められることも考えられます。

町としましては、流倒木処理が必要となった場合には仮設での検討をしたいというふうに考えております。また、漁場改善等発生時の重機の搬入路につきましても同様な考えで、必要な進入路につきましては設計時に仮設費等で計上することを検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） それでは、現状ではそういうことは考えてないということと、漁協組合のほうからの要求が今のとこないということですね。要求があれば、検討して考えていただけるんですか。

それと、これちょっと私7カ所ほど近郊の漁場・漁港を歩いてみました。一番近くでは、三毛門の出屋ちゅうんですか、あそこのアサリ漁場におりていくところには重機等がいつでも入れる

ような進入路があります。そして、豊前松江駅裏の漁場へは、少し手を加えると、ちょっと土のうか何かを積むと重機が入れるような進入路があります。松江漁港では、進入路がありますが、ふだんは閉じております。緊急の場合に使えるようにしております。それと、西角田漁港、ここには進入路はありませんでした。それと、椎田漁港、進入路はありますが、ふだんはやはり閉めておいて、緊急の場合に開閉できるようにしております。それと、椎田の浜の宮といいますか、浜宮、アサリがよく出るところ、あそこはちょっとした養生をすると重機が入れるような進入路が設置されておりました。そして、お隣の中津市では、小祝漁港は進入路はありませんでした。そして、そのちょっと向こうに通称三百間ちゅうんか、三百間の浜の入り口には少々大きな重機が入れるような進入路がありますが、普通は閉じております。緊急の場合には、あけられるようになっております。

そういうことで、漁民の方とか近所の方にお聞きしますと、いざというときはこれをあけて入るからなかなかいいですと。普通は、不慮の事故とかなんとか発生するので、鍵をかけて勝手に入れないようにしておりますがというお答えでした。そういうことで、七、八カ所調べて、あるところないところいろいろありますけれど、やはりこれはぜひつくっておくべきではないかと思っております。また、漁協組合ともお話は一部はちょっとしておるんですけど、あるにこしたことはないというようなことも聞いております。

そこで、新規に緊急場合に仮設道路をつくと大変予算が金がかかりますけれど、そういう他の漁場みたいに入れるようにしておきますと、緊急の場合にはいいんじゃないかと思えますんで、この件、進入路につきましてはぜひ調査検討をしてもらいたいと思えますが、いかがですか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほど申し上げましたとおり、漁協組合のほうからそういった進入路の要望は、現在のところ当課のほうには届いておりません。

先ほど申し上げましたとおり、護岸、それから波消しブロック等の除去または処分等が必要になってきます。組合のほうから要望がありましたら、そういった部分の検討もし、漁協組合と協議をしたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） ぜひ前向きに考えていただきたいと思えます。それで、町長どうですか。町長のお考えとしては、何かお願いします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 漁港の維持保全に関しましては、先ほど課長がお答えをしたとおりだろうと思えます。

また、緊急あるいは非常時でそういう施設があれば、便利がいいだろうなっていう想像はできますが、多分今そういう緊急時あるいは一時的な進入路があるような漁港等については、多分その漁港の整備をする以前からそういう利用があったのかなって今お話を聞きながら思っております。

私どもの吉富町の吉富漁港は、二十数年前に新規につくった漁港であります。多分その当時は、関係省庁との協議の中で今の形になったんだろうなというふうに思っております。万が一台風災害等いろんなことがあれば、国の激甚震災等の指定を受けながら災害復旧に向けての取り組みは、そういう道があろうがなかろうが、そのときにやっていきたいというふうに思っております。今すぐそういうことが実現ができるかどうかというのは、多分大変難しい問題だろうなというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 大変難しい問題でしょうけど、ちょっと前向きに考えていただきたいと思えます。

それと、同じ漁業振興で、何か、ひがた美人というやつが新聞でにぎわっておりまして、中津市議会のほうで漁協組合に対してのカキ養殖の費用を計上して評判を呼んでおりましたけれど、カキの水揚げも大変良いようでありますので、吉富町のほうもひとつちょっと考えて検討してみたいかと思っております。このように大きい記事で載っております。それで、ぜひ漁業振興に対しても努力をしていただきたいと思います。

それでは、次に2番目に行きます。

2番目は、町長が就任当時より人口1万人を目指すということで、種々いろいろな施策をとってやってきたと思えますが、現在の吉富町の人口はもう皆さん御存じのとおり7,000人を切っております。それで、町長の就任時の目標を大きく下回っております。また、さらに、これは国全体で言えることですが、減少方向であります。

そこで、一つは1万人達成できなかった要因の、町としての分析結果と今後の対応についての説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

本年6月の議会の一般質問で、若山議員さんから町の人口がついに7,000人を切りました、この人口減少の要因をまずどのように分析しているのかとの御質問をいただいております。

その際、平成21年度からの人口の推移を御説明申し上げ、出生・死亡の自然動態で人口は減少しておりますが、転入・転出の社会動態による現象がそれを上回っておりまして、つまりは転

入者が多いことが人口減少の大きな要因であると……。 （「ん」と呼ぶ者あり） 済いません。 転出者が多いことが人口減少の大きな要因であると言えるようでありますというふうにお答えをいたしました。

本年4月以降の状況につきましては、11月末までで出生と死亡が38件と同数でございます。 また、転入が145件、転出が171件となっております。 総計で言いますと26人の減でございます。 社会動態の転出が多いことが、やはり人口減少の大きな要因であるということに変わりはないというふうに認識を持ってございます。

ことしの5月、産業界の労使や学識者などの有志で立ち上げました日本創成会議というものが、地方から大都市圏への人口流入や少子化がとまらなければ、2040年までに約1,800の市区町村のうち896自治体が、20歳から39歳の女性人口の約半数以上が減りまして消滅するおそれがあるとするリストを公表し、大きな話題となったところでございます。

その試算によりますと、26年後の2040年に、本町の20歳から39歳女性の人口は34.4%減少するとされております。

ちなみに、近隣の状況ですが、上毛町はマイナス45.2%、豊前市はマイナス45.8%、行橋市はマイナス38.8%、荇田町はマイナス43.4%、お隣、大分県中津市はマイナス35.9%、宇佐市はマイナス44.6%となっており、減少率が50%を超えたみやこ町、数字で言いますとマイナス60.4%、築上町マイナス56.3%、日田市マイナス52.4%は消滅市町村としてリストアップされておるわけでございます。

この数字を見ますと、本町では20歳から39歳女性人口の減少率が近隣では最も小さいという結果になっております。 これは、自然環境豊かな平野に位置し、市街化が進む本町の特性ではないかと思えますとともに、長年にわたり住環境を整備してきた施策の効果によるものであると分析をいたしております。

次に、今後の対応といたしましては、平成34年度末までを計画期間としております第4次総合計画の着実な進捗をしまいにしたいと考えております。

本年度は、第4次総合計画前期基本計画の計画期間の最終年度となっております。 現在、来年度である平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間とする中期基本計画策定のための作業に入っております。 前期基本計画の施策取り組みについての調査や町民の皆さんへのアンケート調査による評価を行いまして、その結果を踏まえまして中期基本計画を策定してまいります。 目指す将来像、誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち・小さなまちにあふれる輝きを目標としました住みよいまちづくりを今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。



○議員（9番 若山 征洋君） なかなか人口減少を防止することは、大変なことだろうと思いますが、いろんな施策を打ってやっていってもらいたと思いますが、この1万人目標、私、前から何回か聞いたんですけど、1万人目標で進めていきましたけれど、人口が増加できなかった、1万人どころか7,000を切りましたということで、そのことに対する、町長はどのように考えておりますか、町長の責任として。町長をお願いします。

○議長（花畑 明君） 若山議員、今言ってるのは順番どおりなのかということみたいですが……。

○議員（9番 若山 征洋君） 今後の人口減少防止に……。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） ついては、もう何かさっき課長が中に含んだ言い方をしたように私は理解しましたので、3番目の町長のほうにお伺いいたします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 御質問の人口増加ができなかったことに対する責任はどのように考えていますかという御質問であります。私ども首長としまして、人口につきましては、全国的に少子高齢化等で人口減少社会に陥っております。これを何とか回復しなければ、日本経済も先行きが危ぶまれるというようなことから今国を挙げて取り組んでおるといふふうになっております。

また、先日の選挙で自由民主党が大勝いたしまして、地方創生を掲げた安倍首相が引き続き安定した政権運営の中で一番の課題として出てくるのではなかろうかなというふうに思っております。それに対しまして、私どもも国と共同歩調をとりながら、人口増に向けての施策をやっているかなければというふうに考えております。

私どもの責任については、町の将来を考え、私自身が思うことは壮大な理念、強い信念、そして何があっても諦めない執念を持って、自信と確信を持っていろいろな施策を継続して遂行することが責任であろうというふうに思っております。

けさ、ちょうど全国町村会から週1回出てる小冊子があります。それを目を通しておりましたら、ちょうど同じようなことが載っておりました。これは、和歌山県のある町の町長が書かれたことですが、その町長が首長の心構えを書いておりますので、ちょっと読ませていただきます。

初心を忘れず、常に知恵と元気を出すこと、そして町民目線を忘れないことです。町長の熱意は必ず町民に届きます。いや、必ず届くと信じています。日本全体の人口が減少する現在において、町をいかに維持していくか、ほとんどの自治体が、そして首長がその問題に直面しています。個々の自治体の問題ではなく、国が本腰を入れて取り組まなければ、地方は、そして日本の将来は危うい状況にあります。しかしながら、どのような状況であっても、住民サービスの最前線である私たち首長は町民に対し、町の未来であったり、目標を示すことで、夢や希

望を与える存在でなければならないと自戒しているところであります。今の私の目標は、この方の目標は、日本一元気な町を目指すです。大きな目標ですが、町民と一体となって知恵を出し、汗をかくことが必ず将来の町を形づくと信じてまちづくりを進めております。

という随筆が載っておりました。

私自身も、先ほど申しましたように、理念、そして信念、そして執念、それと自信と確信を持って、自分の正しいと思う道を進むということが私に課せられた責任だというふうに考えております。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） たまたま町長、運がよく、朝そういうものがあってよかったですね。皆さんにえらい言うことが格好よく聞こえたけど、そのとおりにやっていてもらいたいと思います。

そして、同じ掲げるなら、やはり町民の皆さんにわかりやすい言葉で掲げてほしいと思います。何か意味不明な、ようわからんようなことをばあんと、用語を用いてするよりも、こうしますああしますということをはっきりとしていただきたいと思います。

それで、ちょっとこれ皆さんも御存じの方多いと思いますが、11月の12日の、これも新聞報道ですけど、九州の知事会と経済団体の役員会で作る九州地域戦略会議というのがこの人口減少問題を多く取り上げて決意をしております。地方創生九州宣言というふうに発表して3つの重点項目を掲げて全国の先導的な役割を果たすとしております。

そして、この重点項目に、希望する結婚、出産、育児がかなう社会づくり、安心・安全な暮らしを支える新たな地域づくりも掲げた九州・山口地域の特徴として、特殊出生率が全国的にも高いことや人口の県外流出の割合が首都圏に次いで少ないことや、成長が続くアジア各国と地理的に近いことを列挙し、それらの強みを生かして、PTは3つの重点項目のうち、雇用の場、教育環境を分割した4つの検討テーマごとに設けるとして、例えば具体的に大学に進学時に九州を出る若者が多いことから、九州に帰ってきて就職する学生の奨学金返済を何か免除するとか、ラブ九州スカラシップ、何ですか、奨学金制度、これ仮称ですけど、何やかんやと具体的に奨学金返済を免除するとか具体的にわかりやすいようなことを挙げて、これらの施策をもとに進めていくという、これ九州の知事会さんですが、何か大分県の知事が今知事会長ですか、そういうことをやっております。

そういうことで、本町も、町長がさっき述べましたように、人口減少防止策を、何度も言いますが、具体的に掲げて町を挙げて取り組むべきだと思います。

そこで、ちょっと一つ、平成25年の3月でしたか、旧吉富製菓、田辺三菱より土地を購入しております。4,260坪ぐらいかな、買うておりますが、そういう土地をいつまでも遊ばせな

いで、何か早く利用してそれを人口増のもとにするような計画はまだ考えておりませんか。ちょっと説明をしてください。

○議長（花畑 明君） 若山議員、質問事項にはそれは載ってません。

○議員（9番 若山 征洋君） 関連としては悪いですか。ちょっと、無理だったらいいです。次に行きます。でも、私の言いたいことはそこです。早く有効利用してくださいということです。

次に、じゃあ3番目の質問に行きます。平成26年度のメイン事業の進捗状況についての説明をお願いします。

1つ目、振興作物推進事業、2つ目、パイプハウス設置事業、3番目、子どもの森駐車場改修事業、4番目、大市屋敷線新設改良事業、公営住宅建設事業、臨時福祉給付金事業、吉富あいあいセンター改修事業、この7事業の進捗状況について説明を求めます。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、産業建設課関連事業としまして、1番の振興作物推進事業、2番パイプハウス設置事業、4番大市屋敷線小犬丸村中道路新設改良工事事業について御説明いたします。

まず、振興作物事業の推進状況につきましては、補助対象となる振興作物の作付が昨年度と比較すると増加しております。

まず、スイートコーンは1名により面積23アールの作付で、昨年度のより3アールの増加であります。ブロッコリーは3名により面積123アールで、昨年度より56アールの増加であります。赤大根は3名により面積30アールで、昨年度より23アールの増加であります。高菜は2名により面積53アールで、昨年度より13アールの増加となっております。

また、補助対象の面積には至りませんでした。スイートコーン部会員が2名増加しております。完了時期は、平成27年3月末とし、仕様の変更等はございません。

次に、パイプハウスの設置事業ですが、経営規模拡大や新規就農を促すために概要版の全戸チラシ配付や農業関係機関での周知等を行ってきました。事業完了時期は、今年度末としております。相談につきましては、数件ございましたが、現在まで申請には至っておりません。町としましては、園芸農業に特に意欲のある農業経営にぜひ取り組んでいただきたい事業であることから、振興作物推進事業と同様に今後も推進をしていきたいというふうに考えております。

次に、大市屋敷線新設改良事業であります。本事業につきましてはこれまで3回にわたり、地元説明会の後、関係地権者と順次個別の用地交渉、家屋竿の補償交渉及び代替地等の交渉を重ねてまいりました。現在、8割の方より内諾をいただき、残り2名の方につきましても前向きな方向について代替地等の詰めの交渉を行っているところであります。今後は、税務署協議、分筆のための用地測量に着手し、その後本契約用地費等の支払事務へと進む予定であります。また、

家屋の取り壊し・再築を予定される方もいらっしゃいますので、その期間を考慮し、一部予算の来年度への繰り越しも想定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

残りの4項目は、健康福祉課所管でございますので、私のほうから説明させていただきます。

子どもの森駐車場改修工事につきましては、平成26年8月20日に完工しております。計画どおりの工事を終わっております。

次に、公営住宅建設事業につきましては、現在建てかえております山王団地でございますが、ほぼ9割方の完成になっており、現在外構工事にかかっております。あと、移転補償関係を残すのみとなっております、年度内に完工する予定でございます。

次に、臨時福祉給付金につきましては、支給見込み対象額者1,385名に対しまして、申請済み者1,306名、申請率につきましては94.3%であります。なお、辞退者がございまして、この方々を除外しますと95.6%とかなりの高率な支給率になっております。なお、給付金の支給総額は1,689万円となっております、申請は今月末となっております。

最後の吉富あいあいセンター改修工事につきましては、本年9月30日に完工しております。工事内容としては、当初の計画どおりに終わっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 大体計画どおりに行ってるようで安心しました。

それでは、最後に4番目として、平成25年度に採択されました人事評価制度の進捗状況についての説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

平成26年2月27日に全協にて経過報告をしまして、プロポーザル方式により業者を選定しまして、人事評価制度の設置・構築のための運用支援をお願いしました。

構築する人事評価制度の基本的な方向性を把握するためのトップヒアリングや全職員を対象としたアンケート調査を実施しまして、必要な能力要件、人事評価や能力開発への考え方、意見・要望など聴取するとともに、検討委員会の組織化などを図りまして、試行用マニュアル（案）を作成しました。

また、研修を兼ねた人事評価制度の全体説明会を平成26年3月26日に、午前と午後に分けて研修を開催したところであります。

平成26年度につきましては、設計・構築されました人事評価制度の試行を行いまして、制度の有効性を確認するとともに運用上の課題などを把握しまして、必要な制度の改善・見直しなどを図っていきますということで、全協のほうでお伝えしたと思います。

それで、進捗状況ということで、評価対象期間を7月から12月までとし、人事評価制度を試行運用するに当たりまして、目標設定の研修会、これを平成26年の7月1日に、まず課長を対象とした評価者研修、それから次の2日に係長以下職員を対象にしました被評価者研修を午前・午後の2回に分けて実施しまして、組織目標設定シートというのがあるんですけども、その作成方法などにつきまして研修を受けております。

それで、そのシートには、課の使命欄で課の使命または基本方針、それから主要施策・事務事業欄で総合計画行革大綱などで位置づけられているもの、課の課題欄で課として解決しなければならない問題の区分、課の目標欄で課の課題と今年度取り組むものを優先順に記載、それから達成状況欄でどのようにするのか、そのほか役割分担の記入など、全職員が記入することになっております。

組織目標設定シートを評価者が確認し、7月末までに全職員が作成してございまして、あわせて、電算システムの操作方法の説明を受け、現在、全職員の試行用の目標設定が画面上で確認できる仕組みになっております。またこの試行運用をスムーズに進めるために、7月30日に評価の実地指導もあわせて実施してございまして、8月に目標設定の承認後、これは課の課長と私と教育長がするんですけども、承認後、12月から自己評価を行っていただくため、11月の27日に評価者を対象に人事評価研修、それから被評価者を対象に期末自己評価入力研修を行いまして、期末評価の操作の概要説明を受けています。今後、期末評価の自己評価を12月の中旬から下旬にかけて、スタートしまして、1月初めには、一次評価を行って、評価実地指導も受けまして、一次評価者との評価のずれがあった場合、話し合いで修正評価を行い、次に二次評価へ行きまして、二次評価で評価内容に疑義があった場合など含めまして、評価の最終決定につきましては、別に設けています評価適正化会議で結論を出しまして、調整するという予定になっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） この人事評価制度ですけど、目標設定ちゅうのがものすごく大事で、また結果がそれについて、どうあるかということなんで、初めて取り組むんで大変なことと思いますが、一つよろしくお願ひします。

以上で私の質問は終わります。

.....

○議長（花畑 明君） 梅津義信議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席番号4番、梅津です。ただいまより、通告に従い一般質問を行います。私の日頃の議員活動の中で町民の皆様よりいただいた御意見に基づき、建設的な質問の努力をいたしますので、どうか建設的な答弁でお答えください。

まず初めに、下水道工事について、担当課の限られた予算の中での事業推進に理解と敬意を持っております。ということ前置きして、1番目、平成26年11月時点での進捗状況を伺います。

○議長（花畑 明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 本町の下水道事業につきましては、平成9年度より着手し、平成47年度完成を目指しまして、現在整備を進めているところでございます。御質問の、平成26年11月時点での進捗状況につきましては、公共下水道全体計画面積225ヘクタールのうち、83.7ヘクタールの整備が完了しております。町内の世帯数の2,904戸のうち、1,282戸が供用開始し、公共下水道への接続が可能となっております。また、平成26年度で今吉地区、和井田地区、そして県道中津豊前線で5カ所の工事を行っておりまして、平成27年6月には、新たに約80戸が公共下水道への接続が可能となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 冒頭申しましたように、限られた予算の中で非常な努力をされていることが、今の答弁からもうかがえると思います。そのことを申し述べて、2番目に移りたいと思います。

今言ったことで大変評価はしておるんですけども、何分この社会情勢、経済情勢の、この平成9年からですか、始まってから、我々を取り巻く行政というのに基づいて、大幅な当初の計画とはずれが出てきているのではないかという思いがあります。町民の皆様より、私のところはいつ来るのかっていうようなことを、常々私問い合わせがあり、その都度担当課にもお伺いして、担当課のほうには、苦しいですね、そういういろんな状況があるので、一概には言えないというようなお話をいただいているんですけども、でき得るならば、日頃より広報等で、担当課による下水道だよりというのが、やはり私も非常に興味を持って、毎号拝見しておるんですが、別紙等で、大まかな流れでもよいので、当初の計画とは違って、こういう状況でございますと住民の皆様にお待たせをしますがというような、冊子と書いておりますけども、本町の下水道事業についてというような、別紙等でするようなことがもししていただければ、町民の皆様の今後の下水道に対する不安といいますか、どうなってるかっていうのも解消の一助となるというふうに考えて、お伺いいたしたいと思います。

○議長（花畑 明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 下水道事業の情報につきましては、また、お知らせにつきましては、事業開始当初から広報の下水道だよりで提供しているところでございます。その中で、工事の見通しにつきましても、その年度の施工箇所の地図を添付いたしまして、簡単な事業概要とともにお知らせをしているところでございます。また、現在、今後おおむね7年間で施工する区域でございます認可区域の変更を計画中でございますので、決定され次第、広報でお知らせをする予定でございます。

下水道を心待ちにされている住民の方々にとりましては、議員の御提案のとおり、冊子等でお知らせをすることを望んでいるとは思いますが、今後の見通しにつきましては、誤解やトラブルが生じないように考慮しなければなりません。公共下水道事業は、国庫補助金と起債を主な財源として事業を進めておりまして、この財源確保でまた、現場施行条件、あるいは入札の状況でも工事の進捗は大きく影響されますので、その時々に応じまして、住民の皆様方にはお知らせをしてきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） ただいまの担当課長の御答弁いただきまして、改めてその苦渋というか、業務推進に当たって、難儀をしてるだなという理解を改めてしたところなんです。私もまた議員活動していく中で、同様の意見を町民の皆様からいただいた折には、今課長が言われたことをる説明しながら、やっていきたいと思っております。なお、担当課におきましては、近代生活を営む上で、下水道整備というのは欠かせない本町の売りにもなることだと思いますので、今後とも、自信を持って業務推進されることを望みます。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思っております。インターネットの活用についてというところでございます。

1番目、本町住民のインターネット利用率を調査することを提案いたします。本町ホームページを利用し、お知らせをする上で貴重な資料となりますというふうに通告しておりますが、よく詳しい内容はホームページを参照してくださいというような、持ってる方にはホームページ参照でよろしいんですけども、持っていない方にホームページ御参照くださいといっても、それは、私の家にギターがないのに家に帰ってギターを弾いてくれというような、例えはちょっとあれなんですけども、だと思いますので、こういうような提案をしたいと思っております。お考えをお伺いいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

吉富町、本町は、町の全域でインターネットの光回線の使用が可能な環境にあります。また、近年スマートフォンが急速に普及しているということから、かなり多くの住民の方がインターネットを利用されているんだらうなということは、十分推察はしております。しかしながら、インターネットを利用する人の全員が本町のホームページを利用されているとは限りません。そういったこともありますので、インターネットの利用率と、本町のホームページを利用したお知らせをするということとの関連性につきましては、直接的なものではないのではないかなというふうを考えられます。ということで、企画財政課としましては、本町としましては、本町ホームページの利用のために、住民の方々を対象としたインターネット利用率の調査をするということは、今のところ考えてはおりません。しかしながら、町のホームページによるお知らせが少しでも住民の皆様のお役にたてるよう、今後とも的確でタイムリーな情報提供ができるよう、努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今答弁の中にもございましたように、スマートフォン等で、パソコン以外でもモバイルでインターネットを活用する人がふえているというのが今共通の認識だと思います。先ほど冒頭言いましたように、詳しい内容はホームページでっていうように、載せてますというように打つからには、やっぱりどれくらいの利率があるんだらうかっていうのを把握するっちゃうことは、やっぱり必要なことじゃないんでしょうか。そういう意味で私は聞いているんです。世の中は日進月歩変わってます。昔はお手紙を書いたり、お知らせも手書きの時代でございましたけども、今は、そういうものがあるから、やっぱりそのことに乗らない手はないじゃないかというような気持ちで聞いているわけですが、それ以上でもそれ以下でもないというならそれで、ですけど、アンケート調査等を何かの折でも、あわせて、直近では何かしましたよね。アンケートを抽出して、とにかく何かの折でもいいから、これ1点のみでするっちゃうことは経費もかかるので、何かアンケート調査なんかを企画が住民の皆さんにする、御意見をうかがうような折でもあれば、付してしていただけないでしょうかという私の提案にはどうでしょうか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） ただいま、貴重な御意見をいただきましたので、それを十分に参考にさせて、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 建設的な御答弁ありがとうございます。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思っております。



現在SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスっていうんですけども、人と人とのつながりを促進し、サポートするウェブサイトを利用する人がふえています。そのような状況の中で、根拠のない話や他人を誹謗するような書き込みが問題となっているという御意見を町民の皆さんからいただいています。こんなことを書かれたんだけど、どうしたらいいのでしょうか。それは私じゃなく弁護士に言ってくださいと。お金がないんですとか言われましたし、こんなことされて本当なんですか。よくわかんない、私は調査権がないのでと、そういうことを、個人個人の言うことに議員をしてるからといってあんまり入って行って言うっていうことは、限界が議員活動の中ではございます。そこで担当課のほうにお願いしたいのが、住民保護の観点で、注意喚起して、そういうふうな利用がふえてますけれども、モラルに従って、みたいな感じでの啓蒙、注意喚起ができないでしょうかという問いです。よろしく申し上げます。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用に対する注意喚起についての御質問でございますが、現在の町の取り組みとしましては、吉富小学校において、毎年1月、5年生を対象とした外部講師による講習会等を行っております。一般の住民の皆様に対しての取り組みは現在何も行ってはおりませんが、御提案いただきました広報等での注意喚起についても、今後考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 事実か事実じゃないかわからないというような記事も中にはあると思いますので、この辺はやっぱ大事だと思います。私も実はそういうのを利用してるとすけども、晩御飯とか載せて、非常に、自分の後援会の人から、恥ずかしいからやめてくれというふうに、あくまでも自分で完結してる問題なんで、私は私自身でいいんじゃないかというふうに、これちょっと余談でございました。済いません。

続きまして、質問に移りたいと思います。3番目です。今富町長、2期目のゴールに向けてというところでございます。

1番目、町民と町の共同のまちづくり、町に何をしてもらおうかではなく、町民一人ひとりが町に何ができるかということ、町長の言葉として、就任当初より聞いてきました。今も、そのお考えに変わりはございませんか。今富町政2期目の最後の1年の最終コーナーを今回ったとこだと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） ただいまの御質問につきまして、私自身、先ほど若山議員さんの御質問

にもお答えをいたしました。常々思っていることは、町長1人では何もできないというふうに思っています。私が思い、考え、お示しをすることを町民の皆さんと一緒に、まちづくりをやっていくことがまちづくりの王道だろうというふうに思っております。そういう意味で、町民の皆さんが時々ふと勘違いをされて、あれをしてくれ、これをしてくれっていうようなお話がありますが、町がします施策を施しますが、そういうことも必要かと思いますが、本来のまちづくりは、町民の皆さんが自ら町にいろんなことを提案をし、実行することがまちづくりだというふうに思っておりますので、それは4年前であろうが8年前であろうが同じ考えであります。先ほど、たまたまけさ見た小冊子の中に、やはり皆さん首長になった方は、同じような考え方でおられるんだなというふうに思いましたので、ちょっと御披露させていただきましたが、その考えは変わりはありません。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私は、一番上の項については、そこまで難しいことじゃないですけども、今、ともすれば、住民の皆様より出事がふえたと。自主防災の関係でしょうけども、以前に比べて出事がふえたと、大変だと、自治会は、冷静に考えると、自主防災っていうのはあくまでも、読んで字のごとく、自主的に地域で助け合いの精神でやろうという3.11のように、頑張ろう日本のもとにできたものだというふうに自分は理解しているんですけども、住民からすると、税金を納めてるんだからサービスを受けたいと。対価としてお金払ってものを買うみたいな、それは違うんじゃないかと私は思う次第でございます。町長が協働のまちづくりというのを言ってたので、私は、職員配置を、今の本町の職員配置がどうなのかっていうと確かに、定数よりも若干少ないんですか、ふやして、ふやして、住民の致れり尽くせりのサービスをすれば、住民の方も喜ぶでしょう。しかし、そうすれば人件費もかかるし、町の財政負担にもなりますし、そういった中で、住民にもただ、先ほど町長言った施策の貴重な御意見、御意見だけじゃないです。手と足も動かしてくださいと。一緒にこの町をつくっていかうじゃないですかというのが、私は今富町長の言わんとすることじゃなかったかというふうに私は受けとめてるんです。長くなっておりますけども、そういったふうなことを住民の皆様にも、自主防災ということが一番のあれには、例として挙げてるんですけども、再度、そういうお気持ちが変わってないのであるならば、一緒に汗をかいてください。今富のまちづくりというのは、町民の皆様にも汗をかいていただくんですよと、そういう町をつくっていただきたいんですよということではないかというふうに思いますが、その件について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 梅津議員さんの言わんとすることは、十二分に私も思いますし、町民の方も、梅津議員さんと同じような考え方、あるいは御理解をいただいているものというふうに思

っております。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 明瞭な短文によるお答えありがとうございます。

続きまして、2番目の質問に伺いたいと思います。

2期目町政を振り返り、御自分の中で、あくまでも御自分の中で、周りの評価ではないですよ。周りの評価はまた違う評価があるかもわかりませんが、御自分の中で、合格点をつけるとすれば、いかがでしょうか。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） いろんな採点方法はあろうかと思いますが、ペーパーテストであれば、自己採点も簡単に行えるのではなかろうかなと思いますが、私どものこういう仕事に関しましては、採点をする方は、私自身ではなくて、町民の皆さんだろうというふうに思います。町民の皆さんから見て、今富はどれぐらいの評価なのかということでありまして、自分自身で採点するものではなかろうというふうに考えております。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私も町会議員やってまして、小さな町といえども、政治家の端くれと思ってるんですけども、極めて政治家らしい発言で、ありがとうございます。

続きまして、非常に心合わせができた答弁いただいているんですけども、続きまして、3番目の問いに移りたいと思います。1番、2番と続いて、3番にぼっと持ってくるつもりだけど、非常にかみ合っていないので私としてもあれなんですけども、次期町長選挙への立候補について、お考えはかにかというところで、やり残したこと、不満足なこと、まだまだおありだと思います。お考えをお伺いいたします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 次期町長選挙への立候補についてというお尋ねであります。先ほどから、私が8年前に掲げました人口1万人を目指そうという大きな目標について、不十分な結果が出ております。これを何とか目標に向かって進めなくてはなりません。そのためには、私も今まで以上に努力をしたいというふうに思いますし、また、多くの町民の皆さんから次回に向けて、引き続き町政のリーダーとしてやってほしいというお声を最近たくさんの方から声をかけていただけます。そのようなことも考慮に入れて、私自身といたしましても、来年4月の町長選挙に立候補をする決意をしております。ぜひ、皆さん方の御協力、御支援もお願いをいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 1期、2期が種まきとするならば、ぜひ、その花を、芽を出すような町政を心がけていただき、本町の発展がなされますように祈念し、質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 是石利彦であります。通告により、幾つか質問させていただきます。今回は、質問を簡潔にしておりますので、前置きが長いかと思いますが、答えは短くて結構ですので、一応は書いておりますので、ちょっと読ませていただきます。

1番、地区公民館の不動産名義等についてとあります。地域の活動拠点でありますところの集会所、地区公民館を吉富町町有地として使用している地区が8地区自治会と聞いておりますが、その経緯とその他個人名義、不動産の地区公民館との違い、問題点についてお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

昨年の6月に、是石議員さんからの一般質問でお答えをしておりますが、町内には、地区公民館が17カ所あります。家屋につきましては、1カ所を除き、全て未登記となっております。土地につきましては、個人名義が6件、神社名義が2件、墓地としての大字名義が1件、吉富町名義が8件となっております。自治会は、地縁団体として認定を受けなければ、自治会名義では不動産登記はできません。本町もそのような理由から、代表者等の個人名義の土地が6件あるところです。吉富町名義の土地は、元来自治会の個人名義の土地であったものを、寄附などにより、吉富町に名義を変更したものと思われます。個人名義と吉富町名義の違いですが、固定資産税については双方とも公益のため直接占有する固定資産として非課税となっているようです。

問題点としましては、代表者等の個人名義で登録されたものは、登記簿上個人所有と変わらない表記となっているため、名義人の死亡などにより、その相続人が相続財産と誤解して処分するなどの財産上の問題も他団体では生じているようでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ただいまの答弁の中に、代表者名義というふうになっておる、個人名義という名前で、個人名義としてなっているところが6地区というふうになっております。その答弁の中に、登記簿上、公有のものか個人のものかという、その辺の線引きがなかなか難しく、トラブルのもとだというようなことがあると、今理解しましたんですが。

次に行きます。個人名義不動産で、死亡などにより、自治会構成員でなくなった場合に、今の言うように名義変更や相続などの問題点が生じたとき、担当課は自治会にどのような忠告、助言

で地区役員を支援するのか。また相続者にはどのような権利と義務が発生するのか、あわせてお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えいたします。

非常に難しい質問なんですけれども、行政でわかることにつきましては、不動産の所有者が死亡し、相続を開始しますと、その相続人に所有権が移転をします。しかしその不動産の名義を変えるためには、相続登記の手続が必要になります。相続登記は、いつまでにしなければならないというようなことはありませんけれども、被相続人名義のままでは、その不動産を売却したり担保に入れることもできません。相続登記をしないまま長期間放っておくと、相続人にさらに相続が発生するなどして、遺産分割協議に加わる人の数がふえ、協議がまとまりにくくなる場合がありますので、相続登記につきましては、早めに済ませるのが賢明であるというぐらいしかお答えすることはできません。詳しいことにつきましては、司法書士などの法律の専門家に御相談いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） なかなか非常に難しい問題で、この質問をしていいものかどうかというの、なかなか迷ったわけですが、他地区ではトラブルがあるという、この前、前の質問のときに、そういうお話があったと思いますが、よその自治体では、そういうお話が、トラブルが何か所かありまして、そういう場合には、今言った地縁団体という法人格を持たせるような動きを見してトラブルを回避したというようなお話も伺ったかと思っております。幸いにして、吉富町では今までそういう事例はなかったと、そのときお話を伺っております。しなしながら、これからどんどん、今言ったように、問題点が浮き彫りになりました相続の方、時間をかければかけるだけ相続人の数がふえていって、お話が難しくなるということでした。ぜひとも地区役員がまずは困るようになるのではないかなと思ひまして、ぜひとも密なるお話し合いをしてあげていただきたいと思ひます。

先ほど寄附というのがありました。町に寄附します経緯から町有地となったのが8地区あるということでした。前の企画課長るとき、私が経験したのは、ある地区で、町に自分の土地を寄附したいと、公有地の周りでしたので、そういうふうな申し入れがあったときに、担当課長は、もうやめてくださいと、私たちは、吉富町はそんなの受けませんという話でしたので、そういうことのないように、寄附を公有地として使ってほしいという申し出があれば、その方々の気持ちを汲み入れて、ぜひ、寄附を受けられるような形で相談に乗って行ってあげていただきたいと思ひます。

3番は、引き続き不動産相続の問題が発生せずに自治会が使用できる方法はあるのか、もう1回、短くでも結構です。お願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 平成26年5月30日付で公布されました、地方自治法の一部を改正する法律で、先ほど是石議員さんが言われました、認可地縁団体の案のお話があったんですけども、認可地縁団体が保有する不動産に係る登記の特例が創設されて、平成27年4月1日から施行されるようになっております。この特例措置の内容なんですけれども、今までは認可地縁団体が移転登記をしようとしても、表示登記された所有者の多くの方が既に亡くなっておりまして、相続人の確定に膨大な手間や費用がかかるために、移転登記ができないケースが多く、このような登記名義人や、その相続人の全部、または一部の所在がわからない場合においても、10年以上占有されているものに限り、市長村長の証明により移転登記を可能にするという特例措置が設けられているようでございます。本町におきましても、このような問題が発生した場合には、法に基づきまして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） いいお話を聞かせていただきました。

では、次にまいります。在宅介護支援センター実施要綱改定後の高齢者の取り組みについて。

何かある。（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） 是石議員に申し上げます。ちょっと答弁漏れがあるそうですので、着席ください。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 今言った関係なんですけども、中身につきまして、十分に調査をした結果ではないと、軽々にはできませんので、その分につきまして申し添えをしておきます。済いません。

○議長（花畑 明君） そういうことであります。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） もちろんそのようにやっていただきたいと思います。

もう一度2番目に移ります。以前、回答で朝8時から夕方5時までの在宅介護支援センターと、夜間の地域包括センターの2つになると答弁されたと思いますが、もう一度、町民、傍聴者におわかりやすく特徴、背景などを短く説明できますか。お願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、答弁を。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

在宅介護支援センターに対しましては、吉富鳳寿園のほうに委託をしております。朝8時から5時15分ということで、日中の支援をお願いしております。在宅介護支援センターは、比較的

元気な高齢者を対象にそういう方の高齢者の把握をお願いしております、包括支援センターのほうは、介護予防、要支援1、2を対象に、介護保険持ってる方を対象に支援をしております。なお、夜間対応でございますが、包括支援センターの職員、夜間、休日でも対応できるような仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ありがとうございます。質問になかったんですが、急ぎょ入れていただきまして、ありがとうございます。平成25年12月の私の質問で、九州大学清原裕教授を代表とする研究チームが長年の研究成果を出したということを紹介させていただきましたが、その時点では、認知症の方の数字は把握していないということでした。この前の9月議会では同僚議員の質問によりますと、今年8月の時点で、自立度1というものを算入すると、218名という実測値が示されました。清原理論での推計値は、吉富町では316人という数字を私披歴したと思いますが、いずれにしても、認知症の予備軍を入れても吉富町で300人近い人数が、65歳以上、人口1,894人、これは12月1日現在の15%以上の患者さんが把握された。担当が把握されたということになります。そこで、認知症の患者さん、そして認知症をお持ちの家族に関する取り組みについてお尋ねします。

それからあわせて、2月に開催した認知症家族のための公開講演会の実施効果を施策にどのようにつなげていこうとするのかお尋ねいたします。よろしくどうぞ。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

本町では、住民の方々から、相談のできる場の提供が必要ではあるのではないかという意見がございまして、町内専門員に依頼をいたしまして、今年度、毎月1回、あいあいセンターで、もの忘れ相談会を実施しております。認知症を持つ方や御家族の方への相談を、個別に対応をさせていただいております。また、地域の中での認知症の方々への支援といたしまして、認知症のことで、地域包括支援センターに相談や在宅介護支援センターでの実態把握を行う中で、相談があった場合、個別に随時対応をさせていただいております。さらに地域での支援を推進するため、認知症サポーター養成講座を開催いたしまして、今年度、民生委員を中心に16名の方が受講をさせていただいております。今後も、他の関係機関の方々も対象に、順次実施したいと考えております。また、来年度大幅な介護保険制度改正がございまして、医療機関や地域の支援機関をつなぐコーディネーター役としての役割を担う、認知症地域支援推進員を配置するように定められております。27年度から、地域包括センター内に配置し、医療機関や地域の支援をつなぐコーディネーター役としての役割を実施する計画にしております。今後も、認知症支援のため、認知症の

症状がある本人またはその家族への支援に努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 知らない間にどんどん施策が進んでいるなという印象です。去年、私が質問した時点では、このようにはなっていないような気はしますが、担当、それから国との進み方が、進んでいるなと思います。いずれにしろ、今はまだ周知の時期かと思います。認知症をどのように地域で支えるか、それから、認知症の方々を縛るわけにはいきませんので、私自身もそのようになるかと思っています。友人のおふくろさんで、そういう方がおまして、豊前市のそういう施設で預かっていたら、もう20年ぐらいになりますか。割と早く認知症になった方がおりました。それで人ごとじゃなかったわけですが、それを見ますと、やさしく見守って、無理やりに部屋に閉じ込めるのではなくて、ある程度自由に行動させるというか、そういうことをやっていたらいいと思います。そうすると、認知症の病状がゆっくりというか、そういうことがあるかもしれません。それで、今は、支援員とかそういう家族の方に今講習を受けていただいて、認知症を学術的にしっかりと認識してもらおうという段階だろうと思いますが、それと同時に、吉富町の町民、住民が中津とか、豊前を通っておりますと、ああ、という感じの方が歩きよのを見たことあるんです。声をかけたいなというふうにあります。そういう、自宅でやっておりますと、ふっと散歩に出たときに、それまでよかったんですが、帰り道がわからなくなったというようなことで、どんどん深みにはまってわからんようになるということがありますし、捜索のメールが届いて、探すということも実際起こっております。

先進地では、地域ちゅうんですか、町、市全体でそういう見守りの体制をつくろうとしております。今、課長が言われたように、支援員を今つくっておるとこだということでしたが、一般の方が登録制にして、メールでこういう状況の方が今どの辺から行方不明になったと、そういうのが出ると、即、登録者がそれを探しに回るんじゃないで、自分が行動の範囲内で目くばせをすれば見つかるというようなことが、先進地ではもう既に、もう何年も前からやっておると聞いております。

ぜひとも、そういう先進地の状況をつぶさに研究して、吉富町でも今、課長が言われたような、何ていうんですか、施策とは別に、我々のような、今家族は居ませんが、そういうものでも登録をすれば、そういうときにふっと、そういうシステムをつくるようにしていただければいいなと思っております。ぜひ頑張ってお願ひいたします。

次、行きます。3番目、防災減災の取り組みについてと題しております。

25年10月に策定されました吉富町地域防災計画にも記されております。まず、最悪にも災害に被災した場合、必要とされる食料、生活必需品、非常電源、その他の物資について検討し、



あらかじめ備蓄供給輸送体制を整備する。県知事が指定するところの佐井川氾濫を想定した場合、避難対象者、供給対象者数を1,282人と算出しております。現在計画の中の新設備蓄倉庫の整備と合わせて、町内のスーパー、あるいはコンビニ店等の協力による流通備蓄を確保するため、在庫の優先的供給を受けるための協力業務の内容、協力方法について、関係団体、企業と協議し、協定締結の促進に努めると計画書の中にもございます。

そこで、お尋ねします。

1、災害時の被災者支援物資を含めた支援民間企業、また、その他の団体、自治体との契約状況、こういう場合になったときに、どのような協力体制がとれるかという契約状況をお尋ねいたします。まず、その点から。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

災害時の被災者支援民間企業との契約状況についてという御質問でございますが、現在、災害時の協力体制として、個別に協定を締結しているのが民間ではありませんけれども、国土交通省の山国川河川事務所のみでございます。

これによりまして、災害時に重機、あるいは災害対策現地情報連絡員を派遣してもらうことが可能となっております。ほかにも、先ほど議員さん言われましたスーパーとか病院の関係なんですけれども、現時点で、町内に幾つかの病院とかスーパーなどと災害時に協定についての内諾はいただいておりますが、締結までには至っておりません。町内の同業種の機関と足並みをそろえて締結できればというふうに考えていますので、災害時のベッド数の確保や食料、医療品などの流通物資の確保を目的としまして、町内企業との災害時協定の締結にむけて、遅いんですけども、今後取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

ただし、先ほど言われた地域防災計画におきましては、福岡県や京築広域消防本部、それから豊前警察署、自衛隊、九電、NTT、福岡県のLPガス協会、JR、福岡管区气象台、九州運輸局、九州農政局、九州厚生局、それから福岡財務支局などとの外部機関や、吉富町の消防団、吉富町の自主防災組織、それから福祉協議会などの町内組織、これ以外にも多数ございますけれども、吉富町を管轄する各関係機関等におきまして、その管理者が処理すべき事務または業務の大綱がそれぞれ定められております。

これによりまして、吉富町及び防災関係機関等が、その業務が直接的あるいは間接的を問わずに一体となって災害の防止に寄与するようというふうに配慮をしなければならないというふうになっております。よって、契約等は締結していませんけれども、防災減災にお互いに協力して取り組むというふうなことになっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ちょっと耳に挟んだんですが、3.11の後か何か、例えば、御町内のコンビニさんと契約ができたという話があったと私勘違いしたんですが、今のお話では、どこともそういう契約がないと、動きがないということでした。防災計画の中にも、先ほど私読み上げたように、要するに、例えば何かあったときは、担当は現場にたどり着けないわけですね。例えば、吉富町にお住いでない課長さんもおられるわけだし、職員もそうです。水害で橋が流れたとかいうと、ここまでたどり着くのはなかなか難しいだろうと思うし、御町内でも、後で話が出るかと思いますが、自主防災組織の方々も同じように被災するわけです。ですから、まずは初動が大切なんです。

そういうところで、備蓄倉庫にはそういう意味である程度の決められた物が備蓄されるわけですが、先ほど言ったように、想定の人間の数が1,280でしたかね、そういう数字を計画書の中にありました。それでは足りないわけでしょうから、そのときに御町内にあるコンビニ、スーパー等とある程度、2日分とか確保できるような体制をとりましょうというのが、この支援団体というんですか、そういうところの被災の場合の契約のことだろうと思うんです。ぜひとも、これを一歩進めてやっていただきたいと思います。国交省とか警察とか病院とかっていうのは当然そういう契約になっておるんでしょう。ですから、当然吉富町の企業様にそういうお話を届けて御理解いただいて、協力を今からしっかりとやるということが大事かと思っておりますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

では、次に、情報の収集と伝達体制の整備について。

本町は、既に全戸に防災行政無線の戸別受信機を設置しておりますが、町内企業にも対応範囲を拡大しております。京築消防本部においては、平成28年5月31日から、全面的にデジタル無線機仕様に移行するため、本年12月、今月ですが、試験運用が開始されるそうであります。今のところ、アナログとデジタル併用でいくはずなんです、本町でも避難所への双方向通信設備の設置を行いました。消防団、自治会にも導入してはどうか。消防団、まあ最前線で情報収集をやっていたかならんわけですが、職員にもそういうことだろうと思っております。想定外の被災をした場合に、まず情報収集ということが一番大切だろうと思っております。一括してどこかに情報が集まって、それから、ダブらないようにうまく采配をするというようなことが大事なわけです。その情報収集のためにも、安全で安心な装備を充実すべきではないかというのが、私のお話なんです。自治会にも導入してはどうか。まず、そこをお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

災害時の連絡方法、連絡網についてということで、次に質問が予定されております3の地区防

災組織と吉富町災害本部との連絡方法についてと関連する内容でございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

まず初めに、広域消防、吉富町消防団、上毛町消防団、中津市消防等との通信網の現状と対策についてのお尋ねであります。災害時の連絡体制につきましては、地域防災計画に基づいて行うこととなっております。つまり、広域消防本部につきましては、災害対策本部に職員さんを派遣してもらい、その職員さんを通じて連絡網が回るようになっておりますし、また、吉富町の消防団につきましては、団長、分団長を通じて各団員に連絡が行きます。上毛町消防団や中津市消防団につきましては、通常は連絡することは余りありませんが、いざというときにはお互いに助け合える環境を整えていきたいと考えています。

それから、自主防災組織に対する災害対策本部からの連絡手段としては、幾つかございますが、中でも、先ほど議員さん言われましたデジタルとアナログですね。防災通信を主軸としまして防災行政無線があげられます。室内戸別受信機及び屋外のスピーカーによりまして、町内の被害状況、それから避難情報などを通知します。

そのほかに、各地区の自主防災組織の方々の携帯電話などを把握させていただいており、個別に連絡をとらせていただく場合もあろうかと思っております。

これ以外では、近年取り組みを開始しました緊急速報メール、あるいは、福岡県がやっています防災メールまもる君など、少しずつではありますが、広報や町内一斉開催の防災避難訓練などを通じまして、徐々に浸透してきているのではというふうに考えております。

そのほか、国の防災情報を直接放送できますJ-ALERTなども導入しております。これらの連絡体制の確認という意味でも、防災避難訓練の定期的な実施が必要でありますので、今後も継続して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 計画に沿って着々と動いているという答弁のようでありましたが、私の質問の趣旨は、今、先ほど、3番の自主防災組織を、ちょっと読んでみまじょうか。自主防災組織を地域の有志の方々の御賛同と御理解により立ち上げていただきました。後継者を育てながら、地域に根づかせて継続しなければなりません。今現在は、地区の方々、幹部というんですか、高齢者というんですかね、の方が多いようですね、実際に。そういう中、後継者をどんどん入れて、風通しのいいというか、まあちょっといい方おかしいな。継続していかねばならないかと思っております。我々世代とか、次の世代の方々が入りやすいというか、そういうものに育て上げなければいけないと思っております。

その中、装備の充実で防災組織メンバーの負担軽減を図るべきと考えます。先ほど同僚議員が

防災組織の話をして、もうこんなことばかりさせられて大変じゃと。今までは役場がやってくれようだが、もう地域がせなならぬことがふえたなど、というようなことです。

しかし、本来は、自分でみずから助かると、そういうことから次に……。何ですか。ちょっと待って。（「続けてください」と呼ぶ者あり）

これは何ですか。わからんことになったやないですか。（笑声）まあ、そういうようなことを醸成せにゃならんわけです、担当課とは。おわかりだろうと思うんですよ。ですから、地域の方々、ボランティアでやってくれる方々の負担を軽くする何か方法はないかと。こういう、今言った無線機で持たしてやっていただければ、いつでも携帯で、携帯かからんかもしれないじゃないですか。まあ3.11のような大変の事故は非常にまれだろうとは思いますが、あれはアンテナがないと、NTTなりドコモというんですか、がないとだめなんです。あれが非常電池も入っていますが、そう長く続かないとか、そういう事情もあります。そういう携帯無線機なんかがですね、多分何とか要るんじゃないかと、そういうことでありますんで。

吉富町では水防が一番心配やないかなと思いますが、そういうときに地域の方々が要支援者をどのようにするかと、早め早めの手立てをするにはそろそろどうかというような話をしながら、スムーズに避難所に移動できるような、そういうストレスのかかりにくいような手立てを担当としては考えてほしいものだと思います、こういう質問をしております。

地域防災計画では、自主防災組織、これ（自治会）と書いてありますが、には、次のようなことが期待されております。災害予防、災害応急対策のために、地域住民への災害に関する情報の収集、伝達、広報活動、出火防止及び初期消火、被災者の救出、救護及び避難誘導の協力、炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運營業務の協力、その他、応急対策全般。以上を踏まえて、地域防災組織と吉富町災害対策本部との災害時における、何ていうんですか、連絡網、恐らく自主防災組織の方々も同じように被災するわけです。被災者となるわけですから、今考えられる連絡方法、手段について善処すべきと思います。後は、もう答弁要りません。

では、4番にいきます。

近隣市町との連携強化の必要性について。ちょっと長くなりますが、読ませていただきます。

行政懇談会でも、議会報告会でも、あるいは一般質問でも過去何度も質問される、しかしながら、実現できていない問題です。町内あるいは町外への移動手段にお困りの声に応じておりません。西鉄バスが運行をやめて何年になるのでしょうか。高齢者社会で、安価な移動手段の住民サービスとして地域社会に用意できていないことはやむを得ないかもしれないけれど、実現に向けて無視するがごとく、乗りたい人を乗せないのは公共のバスではないとか、そのうちに停まるようになるでしょうと言われて、もう早8年になろうとしております。中津・豊前コミュニティバスのことです。

人口流出に歯どめをかけようと、どこの自治体でも工夫を凝らし、知恵を絞っているところがあります。町長、小さくともキラリと光る町、九州一小さなかわいい町、自然豊かで安心・安全な町、吉富町は子育て支援の町、福祉充実の町、まだまだ目指す町の姿はいろいろあるかと思えます。いろいろな住民要望全てには応えられません。選択と集中ということをよく聞きます。一旦大都市に出ていった若者を呼び戻す、呼び込む機能の強化を図る必要があるわけです。しかし、単独では魅力ある地域、魅力ある吉富町には再構築は困難なわけです。全ての要望に応えることは非常に難しい。お金もかかります。時間は待ってくれません。厳しい条件のもとで限られた魅力、地域の資源を地域間でお互いに利用し合う。地域間の機能分担により、近隣市町との連携強化によって、地域全体として魅力ある特徴を共有しながら、地域として人口減少時代を乗り切る、乗り越えるしかないのではないかと考えます。

町長、お考えをまずお聞きしたいと思います。ぜひお願いします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 御質問は、中津市、豊前市コミュニティバス停車を促進の関係構築に動いてはどうかという御質問ですよ。

私どもは、上毛町と共同運行の築上東部乗合タクシーがあります。このタクシーは、上毛町から吉富町を通過して、JRの中津駅へと直行いたしております。

今回議員さんが言われます、中津市、豊前市のコミュニティバスは、豊前市役所とJR中津駅経由の中津市民病院に直行しておりますバスのことを言われてるというふうに思っております。

今、是石議員さん言われましたように、地域地域でいろいろな創意工夫をいたしております。また、その中で、選択と集中、まさにそうだというふうに思っております。私ども吉富町と上毛町は、乗合タクシーを運行することを選びました。そして、住民の皆さんが中津駅まで行けるといふふうになりました。それで、議員さんがおっしゃられる、市民病院までのことを言われてるんだというふうに思いますが、市民病院へは中津駅で乗りかえをしなければなりません、大分北部バスですか、もありますし、今言われた豊前市から来るバスは中津駅の北口で乗りかえができます。そのようなことで、地域ごとにあるものをいろいろと利用していただければというふうに思っております。

それから、本町の町内においては、町内巡回バスを2路線走らせております。で、町内のなるべく隅々までバスで移動できるようにいたしておりますので、そのバスも利用いただければというふうに思っております。

中津市、豊前市さんと関係構築等については、最近ではまだ議題には挙がっておりません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 私、質問に入っておりませんで、最初の話に町長、言及してくれるかなと思ったんですが、単独ではなかなか難しい、地域で全体で人口減少時代を乗り切ろうという施策ですね、それについてお考えを聞きたかったわけですが、次、行きます。

東京を代表する大都市圏を底辺にする三角形をイメージしていただきたいと思います。九州でいえば東京の上に福岡都市圏があるわけです。その上に各県の県庁所在地がありまして、その上に地域の中核都市がある。また、その上に吉富町のような郡部の市町がある。さらに集落があり、その三角形の頂点に山間部の集落があるという、この三角形、ちょっと細長い三角形をイメージしていただいたらいいと思いますが、何もしなければ、一番頂点にある山間部の集落からは人口がどんどん流出して、だらだらと下まで。それこそ、吉富町も通り抜けて、東京に吸い込まれていくわけです。

ですから、今、先ほど言うたように、地域の特徴を生かしながら、地域全体でそういう人口流出を抑えましょうと。とりあえずここまで帰ってきてください、これ以上は行かんでくださいというような魅力ある町、全体としての町をつくらうという考えが国でもやっております。

今、町長言うように、今までのように単独でやるちゅうことはなかなか難しいわけです。国も、そういうふうなことを知恵を絞れよと、絞ってくださいよ、そういうところには地域創生ということで、地方創生ですか、いろんな支援をしていただけるようになるんですよ。吉富町だけではできない、みんなと手を携えて動きましょう、歩きましょうということが国の方針であります。吉富町だけが入らないと。それにはならず単独でいろいろ模索するのはいいかもしれませんが、今言うように、周辺の地域もそのような方針でみんなで行きましょうということの方針で動いております。そのど真ん中にある吉富町だけがそこに入らないということは、皆さんに迷惑をかけたるんです。はっきり言います。吉富町の振る舞い、今富町長の振る舞いが、皆さんの施策に迷惑をかけたるわけです。ですから、近隣市町との関係を再構築しませんかということで、ここに幾つか出してあります。

まず、中津・豊前コミュニティバスを町内に停めていただきたいということを手始めに、豊前市、中津と再構築をしてみませんかということです。

もう1つ言います。当時、乳幼児医療支給システムの使用協定において、諸般の事情という一方的理由により次年度使用を破棄したことに対し、豊前市、上毛町との関係修復を考えないかお尋ねします。どうぞ、お願いします。

○議長（花畑 明君） 答弁どなたですか。健康福祉課長。

○議員（8番 是石 利彦君） 町長です。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。（発言する者あり）

御質問の使用協定につきましては、平成22年2月23日付で、豊前市長、上毛町長の連名に

て、これまでの御厚情に深く感謝いたしますという心余る丁寧な書面をいただいております。

なお、両市町を含め、近隣自治体と諸会議等でいろんな協議をさせていただいておりますが、この件が原因で、本町に対し特別な感情もないようございまして、使用協定につきましての話題にも上がったことはなく、私としては両市町とも良好な関係を保っていると理解しております。

以上です。

○議員（8番 是石 利彦君） 町長に。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、担当課長が答弁をしたとおりでございます。私どもは、豊前市さん、あるいは上毛町さん、あるいは中津市さん、築上町さんといさかいを起こしたことはございません。

以上です。（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） いえいえ、それは、町長が1人で思い込んどることで、自分でもわかっと思うんですね。1回もそんなこと言われたことないよと言いますが、もうそれは前代未聞です。吉富町町長の振る舞いによって、自分とこの自治体の予算書はズタズタになりました。補正予算を含んで急遽システムをつくらなならんということは、今までそういうことありません。こんなことしたから呆れられとんです。永々として吉富町は、3町村と築いてきた兄弟とも言えるような関係、地区のリーダーとも言えるような豊前市との関係が損なわれておるわけです。それに自覚がないちゅうのは、ちょっと驚いたことです。だから、これからも何度もこの種の質問はさせていただきます。

以上であります。ありがとうございました。

.....  
○議長（花畑 明君） 暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午後0時01分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（花畑 明君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

横川清一議員。

○議員（5番 横川 清一君） 5番、横川清一です。清い一と書きます。

皆さん、衆議院議員選挙御苦労さまでした。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1点、国の地方創生事業に対する吉富町の施策提案についてをお伺いします。

去る11月の臨時国会において地方創生関連法案が設立しました。以前より、前石破大臣はこの法律が成立した場合には各自治体の総合力、計画力が試されると発言しておりましたが、このことはそれぞれの地域が環境の違い、実情を踏まえて、新しい発想のもとに地域計画を立て、その計画案を国が評価判断し、補助金、交付金のバロメーターとなるのではないかと考えられます。言うならば、各自治体の提案力、計画力が試される法律であると位置づけられるものであります。

いまだ国のはっきりとした指針は出ていませんが、さて、我が吉富町では国への地域計画を提案する中で何を最重要課題と位置づけ、どのようなプロセスで計画を進めていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今議員さんのおっしゃいましたこの地域計画というものは、先般臨時国会において成立しましたまち・ひと・しごと創生法に規定されております市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のことと思われまます。

この、まち・ひと・しごと創生法ですが、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために必要な取り組みを実施するために設けられたものでございます。

その中の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法第10条に「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して当該市町村の区域の実績に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定されておるところでございます。

本町の総合戦略の中で、どこを重要視し、どのような計画を進めていくのですかとこの質問でございますが、このことにつきましては、第4次総合計画の目指す将来像「誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち～小さなまちにあふれる輝き」と掲げておりますが、これとは大きくかけ離れたものにはならないものであると認識しております。

よって、計画の内容は総合計画の内容に沿ったものになろうかと考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） それでは、第4次総合計画にのっとなって、その範疇を超えないという理解でよろしいんですね。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 第4次総合計画、これから27年度から中期の基本計画へとな



っていくわけですが、その中に網羅する形で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） それでは、まだ具体的な計画というのは検討してはいないということよろしいですか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

現在まだ具体的な検討には至っておりません。国の長期ビジョンと総合戦略が年内にも決定されまして、地方における取り組みを積極的に支援していくこととされております。

福岡県におきましては、11月25日でしたか、福岡県人口減少対策本部が設置されまして、平成28年3月までには福岡県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することになっているようでございます。

本町におきましても、国県の計画を勘案いたしまして、本町の実情に応じた計画の策定について今後考えていかなければならないと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） それでは、国県の指針が決まった時点で、どうか企画財政課のほうですばらしい企画、検討をなされるようお願いしてこの質問を終わります。

2番目の質問をいたします。

道路行政について。町長は、あらゆる場でまちづくりの根本的施策として今後の道路づくりについての構想をお話しされていますが、改めてお尋ねいたします。

今後の町道の新設改良工事について、どのような理念、構想をお持ちかお尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 町道の新設改良の所管課であります産業建設課のほうから町の整備方針に基づき、お答えさせていただきます。

今後の町道の新設改良工事につきましては、町内の主要幹線道路であります県道5路線について鋭意整備事業に取り組んでいただいているところでもありますことから、町内を循環する町道につきましても、直接地域住民の安心安全なまちづくりに直結する道路整備に重点を置き、整備に努めているところであります。

具体的には、先般、町のホームページにも吉富町狭隘道路拡幅整備促進計画を公表しております。町内各地区内にあります、車が入れない、車の離合ができない、緊急車両の乗り入れができない等の4メートル未満の狭隘な道路につきましても、6.5メートル、6メートル、5メートル

などと道路の整備区分に応じた拡幅整備を実施していきます。

また、同時に家屋の建てかえに合わせ、一部でも可能なところから村中道路の拡幅に努め、親から子へ、子から孫へと、地区内に安心して住み続けられる、また、遠方から実家へ帰ってきた方が住むことができるような地域づくりを目指し、道路整備を通して実現していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 町としての方針はお聞きしましたが、今後の道路づくりに関しまして、地域から上がったものと、町として考える道というところには整合性といいますか、お互いに話し合っつくるという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） そのとおりでございます。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） よくわかりました。

2番目に移ります。

現在計画されている道路、もしくは工事中でも構いませんが、国県の補助対象のある道路がありますか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

現在、具体的な工事計画につきましては、国県の補助対象事業として当初予算にて用地費、補償費等の御承認をいただき、今議会にて町道延長の議案を提出させていただいた大市屋敷線、通称小犬丸村中道路についてですが、全延長100メートルのうち、現状里道ですが、その50メートル区間につきましては国の社会資本整備交付金狭隘道路整備促進事業、最大2分の1補助の要望をしております、先般、補助の内示をいただいたところであります。

残りの50メートル間及び補助裏の町単独費につきましては、防災・減災事業債や公共事業債の活用を検討しているところであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今のところは1道路についてはあるということですね。

それでは、その補助対象となった道路について、道路規格についてはどのような、一般的な町道と変わる相違点が出てくるのでしょうか。もし事務処理のほうで変わったところがあれば、合わせてお尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

現在、国県の補助メニューが多岐にわたっております。一概には言えませんが、大別すると、道路法に沿った補助メニューの場合は国の示す道路構造令や町の条例であります吉富町町道の構造の技術的基準に関する条例に沿った規格となります。具体的には、計画交通量や設計速度により、車道幅や車線数、路肩幅、歩道幅、または曲線半径や縦断勾配など細かく規格が決められております。

このような補助は、一定の延長のある幹線道路や重要な路線でしか採用されづらいものであります。町域の狭い本町の町道では余り採択要件に合う事業は近年ございません。

しかし、防災面としましては、建築基準法に沿った補助メニューの場合は、セットバック規格としての幅員4メートルを最低基準としまして、市町が独自に取り決めた安全が確保できる幅員であれば認められる場合もございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 一概に規格と言ってもなかなか難しいので、口頭では説明できないと思いますが、大体わかりました。

できれば今後とも、補助メニューが使えるような道路があればじゃんじゃん使っていただいて、地域住民の方の理解も得ながら進めていっていただきたいと思います。

では、次の3番目の質問に移ります。

公共工事の支払い条件の制度改正についてをお伺いいたします。

現在の吉富町の公共工事の支払い条件の現状はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

公共工事の経費につきましては、当然契約の履行が完了した後に支払うのが原則であります。公共工事の適正な施工の確保を図るため、事業者の資金繰り等に配慮し、一定の例外が認められております。

まず、公共工事の経費の支払いにつきましては、地方自治法施行令附則第7条において、当分の間、一定の要件のもと、当該経費の3割を超えない範囲内に限り、前金払いをすることができると定められております。

さらに、特例としまして、地方自治法施行規則附則の第3条において、公共工事に要する経費のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木、建築に関する工事において、材料費等に相当する額として必要な経費の前金払いの割合は4割を超えない範囲と定められております。

したがいまして、法令上、前払い金は原則として3割まで認められ、特例として、1件50万円以上の公共工事の材料費等に相当する額として必要な経費の前金払いについては4割を超えない範囲内で支給できるということになってございます。

ところで、本町ですが、本町では吉富町財務規則におきまして、地方自治法施行令の原則にのっとり、前金払いの割合を3割までと定めております。これに合わせまして、工事請負契約約款においても工事請負代金額50万円以上の場合に限り、工事請負代金額の10分の3以内の前金払いを請求することができるように定めて運用しているところでございます。

また、このほかに部分払いという制度がございます。部分払いは吉富町財務規則に規定を設けておりまして、1件100万円以上の工事等について工事等を既に終わられた部分に対して代金の一部を支払うという制度でございます。これは、既に工事等を終えた部分が契約金額の10分の3を超えた場合ですが、前金払いをしていた場合は10分の5を超えた場合に限られるとなっております。

このほかに、請負代金額に応じて支払い回数などにつきましても制限が設けられております。

こうした一定の条件をクリアし、部分払いの制度を活用することで、最大で工事を終えた部分の10分の9の額まで工事完成前に支払うことが可能となっております。

本町ではこのような公共工事における工事完成前の支払いの仕組みを用意し、事業者の皆様の資金繰りに配慮しているところでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 現在の状況はよくわかりました。

本年度8月1日付で地方公共団体等へ総務大臣よりの通知として、予算の早期執行に当たり、入札契約手続きの効率化や前払い金または中間前払い制度の導入、活用、支払い限度額の見直しなどによる工事請負代金の支払い手続きの迅速化に努めていただきたいとの要請文が来ていると思います。

これは、現在の業者を取り巻く厳しい環境を緩和するためのものであり、一刻も早い支払い条件の改正を促すものであります。

福岡県の現状を見ますと、業務委託を除いた工事請負の前払い率は六十数市町村において約8割が40%としています。

我が吉富町もこの実情を認識し、前払い率の改正、または前払い金の引き上げ、中間前払い金の新規採用などを取り上げるべきではないでしょうか。このことは公共工事の適正施工及び発注者、施工業者双方の事務の合理化にも寄与するものであります。ぜひ改正することを考えられてはどうでしょうか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

制度改正を検討していますかということなのですが、先ほど申し上げましたように、前金払いにつきましては、本町では10分の3を上限としております。法令上は10分の4までは前金払いが可能でありまして、さらに工期の2分の1を経過していることなどを条件として、前金払いの追加をする中間前金払いという仕組みも用意されてございます。この中間前金払いを活用しますと、最大で10分の6まで前払いが可能となります。

こうした公共工事の経費の前払いにつきましては、先ほど議員さんおっしゃいました要望、これは築上東部建設業組合から陳情書という形で提出されております。その中で、前金払いの率をこれまでの10分の3から10分の4に拡充するとともに、中間前金払い制度の新規採用について、要望ということではいただいているところでございます。

これを受けまして、現状につきまして関係各課に確認をいたしました。本町に限っての話なのですが、前金払いを活用している事業はそれなりの数はあるものの、特に現状で問題は生じてはならず、直接的な前金払いの拡充の要望等はないというのが実態のようでございます。

また、最大で工事完成前に、先ほども言いました10分の9まで支払いが認められる部分払いについては、その活用がほとんどなされていないというのが状況にあるようでございます。

こうした本町の実態からしますと、仮に前金払いで資金が不足する場合は部分払いの制度と合わせて活用していただくことにより、前金払いの割合の増加や中間前金払いの設置等を行うことなく、現状の制度の範囲内で運用していくことが可能であると考えております。

したがって、本町におきましては、現時点では前金払いの割合の増加や中間前金払い制度の導入ということは考えてはおりません。

しかしながら、近年の建設業界を取り巻く厳しい状況につきましては十分認識をしているところでございます。建設業組合からの要望もいただいたところでございますので、今後も引き続き、本町の公共工事に携わる事業者の皆さんの資金繰りの実態や現在の町の制度の運用状況等をしっかりと把握しまして、現在の制度では足りず、制度の拡充が必要な状況と判断した場合には適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 適切に対応したい、検討したいということですが、ことしのように年度末に工事が集中いたしますと、どの市町村も入札不調という現状があらわれているように思われます。

本町もそういった例にたがわず、そういうことがありました。そういう面からしますと、やは

り、そういう業者への環境の配備、整備というのは避けて通れない道ではないかと思えます。吉富町はこういうふうに環境整備をし、やっているんだということもアピールしながら入札に向かうことも一つの手ではないかと思えますので、よく検討されていただきたいと思えます。

終わります。

.....

○議長（花畑 明君） 是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番、是石直哉です。

通告に従いまして、順を追って質問していきます。

1番、防災・減災施策について。

先月11月に実施した町内避難訓練の総括を聞きたい。12月の広報にも詳しく書かれてはいましたが、ことしに入って2度目の全町挙げての訓練となりました。前回の訓練との比較や違いも含めて説明を求めるものです。答弁をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

11月16日の日曜日に実施しました避難訓練の総括ということで、ことしの3月に続きまして第2回目の町内全域を対象にしました訓練でありました。住民や消防団、豊前警察署、京築広域圏消防本部、陸上自衛隊小倉駐屯地などから参加をいただきまして、情報伝達や避難の手順などを確認をしました。

概要につきましては、訓練は、大雨で山国川や佐井川の町内全域の一般住民を対象に避難準備情報及び避難勧告を発令し、徒歩による小学校までの避難の実施、合わせまして、各地区の自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援——これが今回変わった点になるかと思えますが、避難支援や、住民の徒歩による集団避難を実施しました。

また、避難所となります小学校におきまして、参加機関による各種訓練や、車両、資器材等の展示を実施し、主に自主防災組織を対象としました防災に役立つ応援救護、それから土のう積み等の講習や炊き出し・配膳の訓練などを実施しました。

ほぼ予定通り実施することができましたけれども、まだまだ誘導やスケジュールの管理など、満足のいく内容ではなかったと思えますし、今後につきましても改善できるところにつきましては改善していきたいというふうに考えております。

なお、今回の訓練の日程につきましては、今年度の防災避難訓練は県の事業と絡めて実施することにしていたために、どうしても県との日程調整が不可欠であり、また、自衛隊、消防本部、県警、国交省など、日程調整においてもその日が道路愛護の予備日でありましたけれども、その日に決定をしております。それで、11月9日の道路愛護の日があいにくの雨となりまして、延

期されまして、その結果、避難訓練日と重複しまして、自治会長を初め、自主防災組織の皆様方には過大な御迷惑をおかけしましたけれども、短い期間で人員を調整していただきまして、先ほど議員さんもおっしゃられたように広報よしとみでも掲載しておりますけれども、490名という多くの方が防災訓練に参加をしていただきました。

今回の避難訓練の反省点を参考にしまして、今後も継続して訓練を行うことで、住民の皆様の防災意識が高まって、地域防災計画の向上につながればというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 課長から説明がありましたが、2度目の大規模な訓練、御苦労さまでした。

平成の大合併を生き残って、もはや九州では一番面積の小さな自治体となった我が吉富町、いざ自然災害が起きたときも、この訓練を教訓に全町民が生き残れるよう、1人の犠牲者も出さずに済むようにしなければなりません。想定される水害——今回の訓練もそうです、水害を想定されたということ——あるいは津波や河川の氾濫、鉄砲水などですが、東日本大震災の教訓にもあるように、とにかく早く高いところに逃げるのが一命を取りとめることになるわけでありませぬ。

このことについてはどう思われますか、答弁願います。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） そのとおりだと思います。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 今回の訓練は高齢者とか避難が難しい方を対象にしたとおっしゃっていましたが、健常者ならまだしも高齢者や障害のある方々は容易に素早く避難することができないのではないのでしょうか。今回の訓練でもそれなりの時間は避難にかかったのではないかと思われます。どうでしょうか。時間の説明をお願いします。何時間。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 結果は聞いていないんですけども、我々は本部のほうに常駐してまして、行った後のことにつきましてはちょっと報告といいますか、結果は……。その報告は聞いておりませぬ。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 報告を聞いていないと。時間とか大事だと思うんですけど、まあ、2番に行きましょう。

津波避難塔の設置を求む。

以前、6月議会の一般質問でも同じ質問をしましたが、避難塔の説明については今回は割愛しますが、河川の氾濫による鉄砲水の速度は実際想像もつきませんが、津波の場合ですと、例えば南海トラフ地震の場合は、以前も言いましたが、震源地からこの吉富町は比較的距離が近いので、3分から10分の間に津波の第一波が到達すると予測されています。

再度申し上げ、お聞きします。徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指すこと、これは東日本大震災を教訓とした地震津波対策に関する専門調査会の報告ですが、このことについてどう思われますか、答弁願います。

○議長（花畑 明君） 通告にないので、2番のこのとおりに行かれたらどうでしょう。

是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 前回もこれを問うたんですけど、その答弁を聞いていなかったもので、この場で……

○議長（花畑 明君） だから、それを載せればいいわけですから。

○議員（1番 是石 直哉君） そうですね、失礼しました。

では、2番。以前の答弁で津波避難塔について予算面あるいは維持管理、安全の問題など解決すべき問題も多いと指摘がありましたが、人命にはかえられないと私は思います。

また、この避難塔は普段は見晴らし台としても使えますし、海に設置すると、例えば初日の出が拝めたり、夜は星空観察など、もちろん安全面には細心の注意を払いつつですが、広く町民に開放すればそれなりに役に立つものと思われまます。

防災の観点から、特色のあるまちづくりの一環に資するものと思われまます、津波避難塔の設置についてどう思われますか、答弁願います。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 前回お答えしたのと同じお答えになろうかと思いますが、避難塔は高台あるいは高い建物が無い沿岸部の住民には避難先として期待される一方で、今議員さんおっしゃられましたように、予算面あるいは維持管理、安全管理の問題など、解決すべき課題が多いというふうに聞いております。

仮に大津波が発生し、国によるJ-ALERTなどの緊急放送が発令され、水害等が発生するまでには5分と言われていたんですけども、一定の時間が本町にはあろうかと思えます。気象情報や水位情報等を収集しまして、住民への情報伝達あるいは避難体制の整備など、ソフト面の対策を強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。



○議員（1番 是石 直哉君） 訓練ならまだしも、いざ災害が起こったときにはその訓練どおりにいくかどうか、果たして私は疑問なんですけども、とにかく高いところに逃げることに、それが一番だと思います。

災害時に1人の犠牲者も出すことなく、防災面でも安心して住み続けられる町、このことは町の、町民の誇りにもなります。行政側も恐らく同じ思いではないでしょうか。引き続き、ぜひ検討していただきたいと思います。答弁は要りません。

3番に行きます。地震対策について。

公共施設のみならず町内の民間住宅などの建物、家屋などについて、町として危惧するところはないかお聞きしたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 通告の地震対策は今後どのように考えるのかということで御回答いたします。

地震は、いつ、どこで、どのような規模で発生して、どのような被害が生じるかわかりません。

本町では震度3以上の地震が発生したときには、地域防災計画や職員初動マニュアルで直ちに参集しまして、被害情報を収集し、必要な体制をとって、初動対応を行うことにしております。

また、被害時の職員の配備は、震度情報、それから津波の情報、災害の状況に基づきまして、配備基準あるいは活動内容等を変更しまして、関係機関への応援体制を要請していくようにしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） ちょっと質問書が足りなかった部分は認めますが、私が聞いたかったのは、一般の町民の家屋などについて、その対策というか、町としてバックアップするところを聞いたかったもので、耐震改修補助の制度は県の補助も後押しもあり、我が町でもできましたが、耐震診断についてはまだそういうメニューというか、全町的に調査する考えはないかということを知りたいんですが、答弁できますか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 補強の前に、必ず、まずは耐震診断を受けて、それぞれの住宅の耐震性の有無を確認することが必要であろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） そこで、その耐震の診断についてちょっとどうかなと思ったんですが、町のほうでも行政側として後押しできる場所があればという質問でしたが。

いざ災害時に避難路が建物崩壊などにより塞がれてしまう可能性も出てくるのではないのでしょうか。来年また全町的な防災訓練を実施すると思いますが、そのときには地震対策の観点も視野に、課題として取り組む必要が私はあると思います。このことについてどう思われますか。答弁願います。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

平成24年度に、8月以降なんですけども、これも県の事業で高浜自治会にお願いをしまして津波避難訓練を実施しました。今後、地震対策につきましても町内全域で訓練できればいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） わかりました。

次に行きます。2番、国保特別会計の今後について。

保険財政共同安定化事業費の拠出金の今後の取り扱いについて、厚生労働省は、2017年、平成29年度をめどに国保を都道府県単位化に再編し、財政基盤を強化すると発表しています。事実、それに関連した条例改正が我が町でもなされ、今年度提出され、議会で可決されました。

また、2015年度から財政共同安定化事業一元化により、保険給付費全体が都道府県単位での助け合い事業となり、自治体単位での不要不急の支出のための基金を準備する必要がなくなります。このことを踏まえての質問です。答弁をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 質問についてお答えいたします。

国民健康保険事業は市町村単位で運営されていることから、小規模な保険者において予想外の高額な医療費が生じる場合、財政に与える影響は大きなものがあります。

このため、国保連合会が実施主体となり、都道府県ごとに高額な医療費の発生に対する共同事業を行い、市町村国保の財政運営の安定化が図られております。

保険財政共同安定化事業は、市町村保険者間の保険料の平準化、保険財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超える医療費につき、8万円を超え、80万円までの部分の額の100分の59に相当する額を国保連合会から市町村保険者に交付金として交付される事業でございます。平成18年10月に創設され、交付金の財源は市町村保険者からの拠出金でございます。なお、平成20年4月から前期高齢者の保険財政制度を考慮した交付金の算出式によることになり、保険財政共同安定化事業の市町村拠出金は実績割50、被保険者割50で算定され、医療給付費の実績などに基づき、各市町村の拠出金は異なります。

高額医療費共同事業は、高額な医療費に関する給付の発生が国保財政に与える影響を緩和するための目的でございます。レセプト1件当たり80万円を超える医療費につきまして、80万円を超える部分の100分の59を国保連合会から市町村国保に交付金として交付される事業でございます。交付金の財源は、市町村拠出金が2分の1、国と県の負担金が4分の1ずつとなっております。昭和63年度から事業を開始し、その後、国保法の一部改正により、平成15年度より同事業の拡充と制度化が図られております。平成15年度から平成21年度の間は国保連合会が同事業を行うものとされました。平成22年度から平成25年度までの暫定措置を恒久化することになっており、保険財政共同安定化事業同様、前期高齢者の財政調整制度を考慮した交付金の算出となっております。

社会保障改革プログラム法は、平成29年度から国保運営を市町村から都道府県に移管することとしており、その第一歩として平成27年度から1件当たり80万円まで、全ての医療費を保険財政共同安定化事業の対象としております。広域化に向け、県の調整交付金は既に24年度から7%から9%となっております。県の調整交付金の交付方法は拠出超過額が交付額の1%を上回った市町村に対して激変緩和措置として交付されております。

いずれにしても国民健康保険法改正によるものでございまして、今後、国県の動向を見守りたいと思います。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 現状について詳しく説明いただきました。このことは存じ上げておりますが、今後について聞きたかったんですが。

企業会計であれば黒字はもちろん利益ですので大変喜ばしいことですが、果たして国保会計においてはどうかということを考える必要があるのではないのでしょうかということです。

国保は収益事業ではありません。もちろん赤字でないことに越したことはありませんが、黒字だけでなく、多額の基金を毎年積み上げる必要は現時点においては全くないのではないのでしょうか。国保会計は収支とんとんでオーケーだと私は思います。

しかし、これまで黒字である一方で、加入者は高すぎる国保税に苦しめられ、滞納すれば保険証を取り上げられるばかりではなく、財産まで取り上げられようとしているところもあるように聞いております。値上げの動きはあっても値下げの話題が少なく、あれば大きなニュースになるのではないのでしょうか。

そこで、我が町もいま一度よく検討していただいて、国県に倣うとおっしゃいましたが、同拠出金を活用して保険料の値下げに踏み切ってはどうかという質問です。答弁願います。

○議長（花畑 明君） 答弁どなたですか。健康福祉課長、答弁を。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど御説明しました保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、このお金は保険料を下げるためのものでもございません。幸い、うちの町は国保財政として1億4,000万円ほどの基金を持っておりますが、それは今まで不測の事態に備える基金でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 我が町の国保財政が黒字だということは行政側の努力、堅実な運営のおかげであるとともに、私たちが健康に気を使っている成果ではなかろうかと思いますが、平成25年度吉富町国民健康保険特別会計の決算書によりますと、歳入歳出差し引き残高額は6,095万3,013円でした。うち、基金繰入金は2,000万円でした。国保加入者を約1,000世帯とすると、年額2万円は同基金を——今、基金は活用されないと言いましたが、トータルで見れば黒字が出ているわけで、年額2万円は安くなることもできるのではないかと思います。

ちなみに、その前の平成24年度は5,524万円の黒字でした。

これはもちろん、先ほども言いましたが、行政側の堅実な運営のおかげであることは存じ上げておりますし、また、みずからの健康は自分で守るという加入者の意識の定着のあらわれのようにも私は思います。

そこで、次の質問にもなりますが、今後、医療費抑制や保険料納付率が向上すれば保険料が下がることはあるのかということをお答え願います。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 質問についてお答えいたします。

最初に、吉富町の医療費についての現状を御説明いたします。

平成22年度1人当たり医療費38万892円、県内5位であります。平成23年度1人当たり医療費36万9,994円、これは若干下がりました県内13位、平成24年度1人当たりの医療費は38万4,550円、県内8位、平成25年度の1人当たりの医療費は36万8,430円でございます。これはまだ県内の順位は確定しておりませんが、また1人当たりの医療分の調定額、つまり保険税でございますが、平成22年度は5万5,174円、平成23年度は5万1,865円、平成24年度は5万3,583円、平成25年では5万4,307円となっております。

なお、吉富町国民健康保険では、平成22年、23年度の1人当たり医療費が減少いたしました。これを受け、平成23年度の税率を改正しており、試算割を35%から25%へ、平等割を2万3,800円から2万800円と改正をしており、医療費の動向に応じ税率を見直すことに

なるかと思えます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 医療費の動向とおっしゃいましたが、ちょっとお聞きしたいんですが、国保の納付率、直近の納付率というのはどうなのかということと、周辺自治体に比べてどうなのかということをお聞かせいただけます。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 直近の徴収率でございます。平成25年度は、94.42%と近隣の市町村に比べれば、それなりの徴収率になっている、決して低い率ではないと思えます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 厚生労働省は、国保の運営主体を市町村から都道府県に移管する方針に関して、移管後も保険料は市町村ごとに異なる仕組みとする案を示しています。

医療費抑制や保険料納付率が向上すれば、保険料が下がる仕組みにすると社会保障審議会、医療保険部会に提案し大筋了承されています。このことから、今後我が町の国保の1人当たりの納付額も場合によっては下がることあるのではないのでしょうか。答弁願います。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） まことに申し訳ありませんが、将来についてのそういう率のどうのこうのはここで答弁は差し控えたいと思えます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 自治体サイドで、ぜひ下げれば下げてほしいものです。

3番にいきます。自衛官募集委託業務について防衛省に対して、町内の中学生及び高校生の個人情報提供の依頼があったのかということですが、どういうことかと申しますと、自衛官募集にかかわる高校生、中学生の個人情報提供を自治体に依頼していた問題が昨今浮上しています。中学生については、不適切であったと防衛省は謝罪を証明しました。これは10月17日のことです。陸上自衛隊高等工科学校へ入学する生徒を募集する目的で、全国500以上の市町村に中学を来春卒業する生徒や氏名など、個人情報提供するように不正に依頼していたことが明らかになりました。

このことですが、防衛省への取材でわかったことなんですが、なお、この自衛隊募集業務の個人情報提供は、私の所属する政治団体ですが、東京都で調べましたが、調査した自治体9割中すべてで提供していたとのことです。我が町も郡内に航空自衛隊築城基地があることから、もしか

したら依頼があつてるのかどうか気になり、今回質問する次第であります。答弁願います。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えします。

自衛官募集に伴います高校生の個人情報の提供の依頼につきまして、調査を行いました結果、平成19年5月と平成20年の5月、計2回ですが、自衛隊福岡地方協力本部北九州地区隊長名により住民基本台帳の閲覧の申請がありまして、閲覧をさせております。対象はその時点で本町の住民基本台帳に登録されております年齢18歳の男子です。学年で言えば高校3年生になるかと思われまふ。なお閲覧内容は、氏名、生年月日、性別、住所です。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 18歳以上とおっしゃいました。中学生はなかったとこのようにことでいいですか。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 年齢18歳の男子です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） そうですね、総選挙が行われて、集団的自衛権行使容認の安倍政権の閣議決定により、安倍政権勝ったわけですが、現実的に町内の若者が戦地派遣をもたらす現実を私たち地方自治体議員や行政はしっかりと認識しなければならないのではないのでしょうか。町民の命と暮らしを守ることは自治体の行政の責務です。そのことを忘れないよう、またこのような情報提供の依頼が今後あつても、現行憲法では95条にあるように自治体に特別法を押しつけることはできません。強制的に依頼があつた場合は断ることもできるわけですが、そのことをお願いいたしまして私の質問を終わります。

.....

○議長（花畑 明君） 太田文則議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議席番号3番太田です。

久しぶりの質問で、緊張してると、風邪を引いてちょっと聞き苦しい点が多々あるかもしれませんが、どうかよろしく願いいたします。

では、通告に沿って質問をしますので、どうかよろしく願いいたします。まず、1番目の空き家対策について。これらの問題に関しては、私を含め、同僚議員も過去何度か質問したことがあると思ひます。本日は、再度質問させていただきます。

空き家対策のまず1番目、今現在町内に空き家は何戸ありますか。お答え願ひます。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

ちょっとデータ的には古いんですが、平成21年11月から平成22年2月にかけて空き家調査を実施いたしました。その時点ですが、79戸の空き家を確認したところでございます。現在はさらにふえているのではないかとと思われます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 22年というと、約もう2年前になるんですか、4年前。4年たってかなりふえてると思いますけども、これら空き家に対して所有者並びにどういったらいいですか、どうするか、例えば帰って来る予定があるのかとかそういうことのアクションなり起こしたかどうか、ちょっとお答え願います。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この平成21年度に把握した空き家の戸数は、先ほど79戸と申しましたが、それにつきまして、全てについて所有者の把握をしておるわけではございません。登記の内容を確認することで、所有者の把握については可能かもしれませんが、所有者が既にお亡くなりになられてる物件につきましては、相続等がどういうふうに行われているのかどうかとかいうな問題もございまして、現在家屋の、所有の権利を有する方がどなたかとかいうところまでの把握はできてないということでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 空き家が全国的にはかなり問題になっておりまして、我が町においても大きな課題の1つじゃないかというふうに思っております。

先月、議員と町民の意見交換会を7会場でやったわけなんですけども、ほとんどの会場で空き家対策はどうなってるかという質問がありました。これは避けて通れないというか、早急に当然非行の場所にもなるでしょうし、倒壊すると危険な問題も当然起こってくるわけですから、更地にするとどうかとかいうような、どういったらいいですか、解体をしないかという話は所有者の方にはされたのですか。空き家といっても、中には住めないわけではない立派な家も当然あるかと思いますが、解体しないといけないというような家のものに関しては、そのような話というか、されたのかどうかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 空き家の実態調査で把握しました空き家と思われる家屋のうち、所有者の住所が確認できました32軒につきましては、所有者に対してどうするか意向のアン

ケート調査を郵送で実施しております。その調査の内容につきまして、結果につきまして家屋の状況について、賃貸や売却の意向があるのかどうかというところまでの問いをしてございます。

活用できるような空き家になってる分については、不動産情報を提供するような事業を開始した場合に利用されますかとかいうことでの問いをしたわけですが、その結果として、賃貸の意向につきましては、賃貸する意向はないと回答した人が27名、済みません7名いらっしゃいまして、3番の③の質問と関連が出るんですが、Uターンとかそういった将来自分が住むためにそのまま残しておくんだという回答の方も2人いらっしゃいました。また、解体を予定してるんですがという回答の方が1名いらっしゃいました。そういう形でアンケートの結果に基づく意向は調査は終わってございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 要は家を建てると固定資産税が減免されるという特例措置があるというのは御存じだと思いますが、所有者の方がそれを知ってるかどうかというのは、私も把握してないんですけれども、要は解体することによって更地になることによって、その6分の1の特例措置がなくなりますから、本来の固定資産税に戻るといえるのか、特例措置がなくなりますからその分固定資産税が上がるわけですね。そういったものは、本人所有者の方は御存じなのか、そこまで課長、把握されてますか。確認はされました。ちょっとお答え願いますか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今、おっしゃいましたそういった内容についてのアンケートの調査は、その当時はしておりませんので、それについての意向はわかりません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） そうですね、確かに私も空き家対策についてちょっとかじってみたところによると、今6分の1の特例措置があるということで、所有者の方がそこまでわかっていて壊さないのか、または知らないのかというのは私も当然知らないし、本人に対してもそこまで勉強してないかもしれないですけど、やっぱり今危ない危険な家屋というのは、もう4年もたって4年前が79戸で、もちろん今ふえてるかもしれないし、解体したかもしれない家が何軒かあるかもしれませんが、いずれにしろ増加してるのは間違いないと思います。

これも、町全体として考えんといけない、早急に取り上げていかないといけないという問題だと思っておりますし、再度所有者に何かの形でどうするかという、再度促すアクションといったものを残していただいて、空き家対策、空き家が少しでも減るようにしていただきたいというふうに思っております。再度、一言お願いします。



○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 議員さんおっしゃいますように、この空き家問題は全国的な社会問題でありまして、ことしの11月19日でしたか、臨時国会におきまして、空き家等の対策の推進に関する特別措置法が成立しております。

この法律は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対策が必要ということで、制定されたものであります。

国が基本の指針を策定し、町はそれに即した計画の策定をするという必要があるようでございます。その中で空き家等の所有者等を把握するためには、固定資産税の情報、その内部利用を可能にするというようにも規定されておるようでございます。今後は同法に関する国の動向等を見据えながら、先ほど議員さんおっしゃいましたように、御本人さんの意向も確認できるものであれば確認する形で、本町の空き家に対する問題に対処していこうと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ぜひ吉富町が近隣の市町村に比べて空き家が減ったというように、そういう1つの威張られるような、何でもいからそういうぜひ減少になるような方向で頑張っていたきたいというふうに思いまして、期待しまして次の質問に移ります。

空き家対策の4番目に移りますが、先ほどもちょっと質問の中で出てきました特例措置についてなんですけども、税務課長にちょっとお尋ねしますが、固定資産税の特例課税するというのとはどういうことでしょうか、ちょっと簡単に済みませんが説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

固定資産税の軽減にかかる特例課税措置についてですが、土地につきましては地方税法349条の3の2の規定により、200平米以下の住宅用地、200平米を超える場合は、住居1戸当たり200平米までの部分を小規模住宅用地といたしますが、この小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする。また小規模住宅用地以外の住宅用地、つまり200平米を超える住宅用地を一般住宅用地といたしますが、一般住宅用地の課税標準額につきましては、価格の3分の1の額とする規定がなされています。

以上です。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） そしたら、300平米あって、200平米は小規模住宅用地、100平米に関しては一般住宅用地という色分けというか、分けられるようですね。

この特例措置、先ほども空き家対策でちょっと言いましたけども、6分の1の特別措置があります。これがあるから家を壊さないという方も中にはいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っておりますし、近隣の自治体でこの特例措置6分の1を継続というか、議員の条例でこれが成立して、5年間据え置いて6年目から6分の5かな、6分の4、6分の1、6分の2ずつこうあれになっていくんですけども、そういうような感じでの、要は空き地を減らそうという1つのことをやってる近隣の自治体があります。これは議員からの提出ということで、私もまだまだこの件に関してはもっと勉強して、次の一般質問のときにある程度勉強した上での質問をさせていただきたいなというふうに思っております、この1番目の空き家対策について質問を終わります、2番目のほうに移りたいと思います。

2番目、定住化促進制度について。まず1番目の定住化促進制度について、我が町にはどのような制度がありますか。また2番も一緒にいきたいと思っております。人口増につながる促進制度を考えていますかという2点についてお答え願います。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

議員さんも御承知かと思いますが、代表的なもので、まず定住化促進奨励金交付制度というものがございます。この制度は自分自身の住居の居住のため、住宅を新築、建てかえまたは購入した方に対しまして、対象となる土地と家屋分の固定資産税相当額を3年間奨励金として交付するものであります。これにより、定住化の促進及び人口の増加を図りまして、まちを活性化させようというものでございます。

そのほかにも、中学生までの子供の医療費の助成、第3子以降の保育料の無料化、各種予防接種の事業、町営住宅建てかえの事業、下水道事業、企業立地促進事業、英会話ふれあい事業などあらゆる分野での事業を行っております。

さらには、児童福祉の分野では、本年から子育てを支援するための2つの事業を開始しております。1つが就学前の児童サポート事業ということで、これは児童とその保護者等を対象に、就学期を迎える準備を支援するという事業でございます。

それからもう1つ、子育て家庭応援事業です。これは小学校就学前までの乳幼児または妊婦さんの御家庭に助産師等が訪問いたしまして、出産や子育てに関する助言を行うというような事業でございます。これらの1つ1つが、積み重なりまして定住化促進、人口減少防止策へとつながっていかねばと考えているところでございます。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） そうですね、定住化促進制度、中古住宅、新築の家を購入された場合に、3年間土地家屋の固定資産税を無料化とっていいのかわかりませんが、返金するとい

う制度があります。これはなかなかいいんじゃないかというふうに私思っていますし、この制度が果たしてほんとにみんなに告知というか、認知されてるのかということにも私思っておりますし、ホームページを見れば、まさにそりゃ載ってるのは間違いないんですが、広めるやり方とせればいろいろやり方があると思うんです。まずホームページに頼らずに、ときどき広報にのせるだとか、不動産会社にPRするとかあらゆるアンテナを張って、人口増に1つでも転入者をふやすというやり方というのはいろいろ多々あるかと思えます。企画財政課としてもいろいろ考えているとは思いますが、いろいろ制度がある中で、先ほど同僚議員からも地方創生という話がありました。たしかに地方創生ということで、目玉の1つじゃないかと思っておりますし、それが早く枝分かれで市町村におりてくればいいなというふうに思っております。

この近隣でいろいろ人口増、増やす知恵を出して、各自治体がいかに人をふやすか来てもらうかという、今競争しております。この吉富町もその競争に負けないように、ぜひ勝ち組になっていただきたいというふうに思っております。

いろいろ地方創生に相乗りする作戦もあれば、また独自でやる作戦もあるかと思えます。近隣のまねをしようとかいうわけではないんですけども、いろんな案を出して、優秀な職員もいらっしやいますから、ぜひ人口増につながる奇抜なアイデア、ぜひ出していただいて、1人でも2人でも、まず8,000人を目標にという町長は1万人と言ってますけど、まずステップですね、1つ1つ乗り越えて、それからの話だと思っておりますし、そういう1つのアイデアにのって人がふえてくるというのも、これは私は考えております。

そこで、結婚した、若者が1番定住するというのが1番私の4年前の選挙公約の中での1つのモットーにしとったんですけども、若者の定住というのが1番活気づくし、活性化にもなります。そういった中で若者の定住に1つ支援制度、助成といいましょうか、お祝い金みたいな結婚したことに対してお祝い金をあげる、そういう制度について、課長はどのようにお考えか、答弁お願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃいましたように、結婚祝い金ですね、結婚される方がふえまして、お子さんがふえれば人口増加につながると思えます。結婚される方が住む場所として、この吉富町を選んでいただくということが1番大切なことではないかと思えます。

このお祝い金といたしましては、以前吉富町でも第3子以降のお子さんを出産された方に対して、出産祝い金とかいうことで30万円を支給しておりました。これは平成20年の9月30日の出産の対象者をもって廃止をしたわけですが、そのときの理由としまして、数少ない対象者への祝い金ではなく、この財源でほかの施策を実施して、少しでも多くの方の子育

て支援施策として皆さんに享受できるような施策に転換したほうがいいんじゃないかなということとで廃止されたということでございました。

この結婚祝い金につきましても、同様の理由で対象の方が少ないという同様の理由ということになるんですが、このお祝い金があるなしにかかわらず、吉富町を選んでいただけるように、この住みやすいまちづくりを今後とも進めまして、定住化促進と人口増、これを目標に頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ぜひ地方創生の枝分かれと単独の施策で、ぜひいい波に乗っていただいて、人口がふえるようにぜひ頑張っていただきたいと思い、次の質問に移ります。

3番目の各地区の公民館の耐震診断及び耐震補強の助成についてお尋ねします。

先月7会場で、全部の公民館には行ってないんですけども、7会場のうちかなり老朽化してる公民館もあったように思われます。昭和52年か53年以前に建てられたのに関しては、もちろん耐震建築に満たしてないから、地震等が来ると倒壊のおそれがあるというふうに思っています。

先月か先々月号の、広報に各個人の家には耐震補強診断の助成金を出すということと、また同僚議員も一般質問の中で、されていましたが、公民館も地区第一避難所という位置づけで考えれば、ちょっとした台風で避難場所とすれば1番身近な公民館を利用するんじゃないかなという思っております。そういった公民館の耐震診断、補強に関しての助成についてどのように考えているのか答弁願います。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町内にはおよそ17カ所の地区公民館がございまして、いずれも最初に避難する場所や集合場所としまして、本町の新しいハザードマップにも掲載しておりますし、災害時には議員さんおっしゃられたように、非常に重要な施設であり、安全確保につきましても重要な課題であるというふうに考えております。

その施設の中には、先ほどおっしゃいましたように老朽化等により修繕が必要な施設あるいは、耐震化が必要な施設も多くあるというのは、十分認識をしております。

それで、吉富町の耐震改修促進計画では、この民間特定建築物の耐震化ということで、福岡県と連携しまして、耐震化を促進することになっていきますので、限られた予算の中で改修できる施設は、限界もございしますが、今後関係者が耐震改修を積極的に行いたいという環境が構築された場合など先ほどの木造戸建て住宅耐震改修工事費とともに耐震診断あるいは耐震補強に対します補助金の交付など、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） そうですね、ぜひことしでしたか、台風が来たときにたしか防災無線っていうんですか、あれ、フォーユー会館に避難してくださいってということで、毛布は持参してくれっていう放送が流れましたけど、ひとつそういったところで、大きな施設も当然大事でしょうけども、そういう地元の施設というかそういった第一避難所として私は考えておりますし、そういった位置づけで各自治体の自治区の人も多いいんじゃないかと思います。そういったこの安全で安心して休ませる、くつろげる避難できるというような場所にぜひしていただきたいなというように思いまして、私の質問を終わります。

.....

○議長（花畑 明君） 丸谷一秋議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 皆さん、お疲れ様です。6番、丸谷一秋です。通告に基づいて質問したいと思います。

介護保険についてですが、要支援者が新しい地域支援事業に移行した場合の問題点は何なのか、お尋ねします。今般、介護保険制度が大幅に改正され、要支援者の方の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業へかわる。特別養護老人ホームへの新規入所者が原則介護3以上、一定所得以上の2割負担など、介護保険に当たって介護なし介護サービスは切り捨てられ、高い保険料のみが残るといことでしょうか。自治体も事業者も大変な事態になると思われれます。吉富町としての考えをお聞かせください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今回の改正は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための、関係法律の整備等に関する法律の施行による、介護保険制度の持続可能性の確保のために行えるものでございます。

現在、移行した際の問題点について、要支援者、要支援1、2の方ですが、その方のプランについて1人1人の分析を行っており、サービスの低下にならないように作業を進めております。

せっかくであります、今回の介護保険の制度の改正大まかなものをここで述べたいと思います。65歳以上の保険料の低所得者の軽減の拡大を図ります。次に、利用者の自己負担率、年金およそ280万以上の方の2割負担でございます。次に、施設の食費や部屋代の補助認定基準の厳格化、特養への新規入所の原則要介護3以上、予防給付、訪問——つまりヘルパーさんでございます——と通所介護のディサービスは市町村の事業として行うものでございます。最後になりましたが、地域包括支援センターの充実、強化に伴う各事業の追加が行われるものとなっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 今の人、入所に対する利用者に対しては、サービス低下にならないのか、吉富町には待機者はどのくらいいますか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 特別養護老人ホームの入居の件と思いますが、先ほど申し上げたとおり、新規の入所者は原則要介護3以上となっております。しかしながら、これは原則であって、町の意見書等があれば、必要な方は入所をできるような措置となっております。

なお、現在吉富町の特養の待機者でございますが、町に確実なデータはございません。というのは、御存じのとおり特別養護老人ホームは直接契約となっております、町内に2つの特別養護老人ホームがございますが、各養護老人ホームで待機者名簿つくっております、その詳しい詳細につきましては、町としては把握をできておりませんが、聞くところによれば、まだ入所者の空室があるそうで、25前後の入所者はできるようになっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 町独自の考えはあるのかという質問ですが、吉富町の施策はどのようなのかというのが今の答えですか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

町独自の施策でございますが、御存じのとおり吉富町は以前から、介護保険の給付外の人でもデイサービス、ホームヘルプサービスを行っております、それも従前どおり、今後続けていく予定でございます。

なお、先ほどの御質問でございますが、介護保険法の改正に伴う町、今度保険給付が町の事業として、デイサービス並びにホームヘルパーとしてやっていかなければならないということでございます、それ法律改正に伴い利用者にはしっかりした支援を図ってもらいます。失礼しました。利用者にはしっかりした支援を図りたいと思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 次、2番、防火対策についてを伺います。

○議長（花畑 明君） 防災対策ですか。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 失礼しました。防火対策じゃなかったかな、防災、はい、済いません、防災対策についてです。

今度、火災関係で昨年4月4日だったですか、小犬丸で火災が発生しました。現場に行って、とにかく愕然としました、水に圧力がないと感じました。消防車、消防団員それなりに人数を確保はできていたのですが、火災現場の近くから、消火栓より10本以上つないで消火に当たっていました。山国川からも放水していたようです。小犬丸地区の消火栓の圧力はどれぐらいなのかお尋ねします。また、町内で1番圧力が低いと想定される地区はどのあたりかをお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 吉富町の水道の水圧につきましては、平成25年度に町内50カ所の消火栓から水圧測定を実施しております。うち小犬丸地区につきましては3カ所を測定いたしました。結果は界木地区へつながる町道小犬丸界木線で、0.229メガパスカル、小犬丸下区公民館前で0.240メガパスカル、そして玄光院グラウンド北側のウシハミナカジマ線で0.245メガパスカルでございました。

また、町内50カ所の測定した中で、1番圧力が低かった箇所は、別府団地住宅内です。測定値は0.155メガパスカルでございました。配水池から1番離れていて、1番高い標高であると想定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） その消火栓自体の圧力、もう少し上げるということではできないでしょうか。

○議長（花畑 明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 本町の水道は、もっとも標高が高い天仲寺公園より町内へ自然流下方式で供給しているためでございます、圧力につきましては、流体の定状な流れの中で一定でなりますので、圧力の変化はできません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 今現在、天仲寺公園に設置されている高架水槽の高さと今度計画されている高架水槽の高さ、どれぐらい高く設置されますか。そうすることによって、かなり水圧が上がるんではありませんか。

○議長（花畑 明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 現在、新たに配水池の建てかえについて計画を進めているところでございますが、このことにつきましては、耐震診断の結果、また基本計画などを随時御報告をさせていただいてるところでございますが、先ほど申しましたとおり、町内で最も低い水圧が0.155メガパスカルでございますので、現在計画を進めているところは、最低でも、0.2メ

ガパスカルを上回るような計画を進めてるところでございます。よって、その水圧を上げるためには、標高、配水池の高さ、水位を上げることになるんですが、現在の配水池の水位よりも、4.5メートル程度高くするように、今現在計画をしております、現在の配水池のハイウォーターレベルにつきましては、標高プラス39メートルでございます。それを今検討してる計画につきましては、ハイウォーターが標高プラス43.5メートルで計画を進めております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員におかれましては、通告に沿って質問されてください。

○議員（6番 丸谷 一秋君） はい。

次、行きます。②でございますが、小犬丸上区の村中縦貫防災道路計画が進められていますが、防火水槽設置の計画はあるのか、お尋ねします。

また、町内に現在何カ所の防火水槽があるのか。また、今後、防火水槽の設置計画があるのか、あわせてお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

最初の小犬丸上地区につきましては、現在のところ、計画はないとのことでございます。防火水槽につきましては、町内には、住民の要望によりまして、現在3カ所設置しております。

それから、設置計画についてですけれども、規模の大きな火災には、消火栓だけでは水利が足りない場合もあり、特に家が密集している地域において、重要な課題であるということは十分認識していますし、設置を進める必要があるというふうに考えております。

しかし、土地の確保や多額の費用が必要になります防火水槽の設置につきましては、住民の皆様方の十分な御理解と御協力をいただきながら進めていく必要がございます。

それで、自治会と自主防災組織の方々に、この防火水槽等の設置要望の受け付けについてということで、昨年の12月に自主防災組織の役員会の中で、要望の受け付けを周知させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） ぜひ、そういうふうな形で検討してみてください。

3の吉富町はどこに向いて進むのか。子育て支援の方向についてでございますが、現在、子育て支援の施策はいろいろと実施されていますが、子育て支援が本当に必要な方に有効な施策が実施されていますが、また、今後も引き続き継続していかなければならない重要な施策であると考えていますが、どのように取り組んでいく予定ですか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。



○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

現在、吉富町では、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と子ども・子育て支援法に基づく事業計画を一体とした、これからの吉富町の総合的な子育て支援の推進に向けた計画を19名の委員の方から意見を聞きながら策定しております。

丸谷福祉産業建設委員長様にも、その中の委員として入っていただいております。

この計画書は平成27年3月に完成する予定でございます。27年度から平成31年度までの5カ年の計画期間とし、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする対策の内容、その時期等を定めます。需要に応じた質の高い教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するための確保の内容とその実施時期を定めるものでございまして、平成27年度からは、この計画をもとに子育て支援対策を行ってまいります。

先ほどのサービスの内容でございます。第3子以降の保育料無料化を初め、既にマニフェストに記載されております、子ども医療費助成制度、子どもインフルエンザ予防接種費用助成、乳幼児全戸訪問、乳幼児発達相談、子育て支援センター指導員補助としての保育士の配置、英語ふれあい事業、子ども発達支援専門員の配置、不妊治療費の助成、学童保育クラブの増設、子育て相談総合窓口の設置、保育所特別支援保育士の加配、学童保育特別支援職員の加配、子育て家庭応援事業、就学前児童サポート事業など、どれも子育て支援に重要な施策でございます。今後も制度の周知を図り、皆様に御利用していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（6番 丸谷 一秋君） はい、わかりました。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 次、②でございます。環境問題の方向についてのごみ問題について、町の中の道路にポイ捨てが非常に多い。環境問題として、具体的に2点質問いたします。

1点目は、体育館横の黒川及び電源道路沿いの小犬丸地区に藻が生え、それにゴミが捨てられています。

2点目は、黒川に藻が繁殖し、流れが悪くなっています。

以上、2点のごみ、物除去等を対策のお考えはありますか。及び、川のふちに雑草の問題も一緒に考えて答弁願います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 環境問題ということで、黒川の藻の御質問ですが、当課におきましては、黒川の藻につきましては、町の重要な農業用水路の幹線水路というふうに認識をしております。

御指摘の藻があることによって流れが悪くなったという御指摘ですが、梅雨あるいは台風時期

の出水時に現地の確認に行きますが、特に流れを阻害するような状況じゃないというふうな認識をしております。また、農業者から農業用水の取水について、特に支障があるというふうなことも聞いてはおりません。ですから、今後、藻の繁殖状況を確認しながら、その場合は除去も検討したいと思います。

また、御指摘の藻が繁殖している場所につきましては、丸谷議員さんも御存じだと思いますが、あそこはコイの繁殖、産卵場所でもあります。貴重な産卵場所でありますので、そういった部分も含めて、そのような状況になった場合は、適切に処理をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） この問題、一度、僕も一般質問したことあるんですけど、藻があるからして、ごみが詰まるちゅうような状況なんですね。今、東病院の横の福祉センターの横を工事してますよね。あの横にやっぱり大分ごみが詰まって、あれから陸橋、JRの陸橋の下まではかなりごみが詰まっています。藻が繁殖して、いや、あの状態ではコイの云々ちゅうよりも、とにかく汚いですよ。この環境問題出してるんですけど、やはり水路の掃除を、一度、以前この問題出したときに、大雨が降るから藻が流れて、そのとき掃除できる、そういう御答弁いただいたことがありますけど、やはり、藻の繁殖をもう少し抑えてやれば、ごみがたまらんのやないかなと、私はそう思いますけど。

それと、それに従って、今、センターの横、体育館の裏にありますけど、現場をとにかく見てください。草の山です。横から茂って、ああいう雑草の撤去だとかをもう少し管理してもらえれば、環境と、見た感じはいいんじゃないかなということですよ。

次、③に行きます。

人口増に向けて、方向についてでございますが、先ほど同僚議員たちがお聞きしましたので、この部分は省かせていただきます。

ただ、例えば、今現在、県界道路が工事やっていますよね。それが開通したときに布設が確保できれば、私そこの町有地の問題出すんですけど、延命、町有地ですね、企業誘致をしたり、分譲住宅することで、人口増につながるんじゃないかと、いつも私、思ってるんですがね、こういう考え、ありませんかね、町長。町長お願いします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 延命の跡地のお話を含めたところの人口増に向けての方向性ということだろうと思いますが、本町の町内の住宅地として利用しやすい地域あるいは町の活性化のためにどのように使ったらいいかとかいうことについて、そういう議論をする場をつくっていききたいというふうに思っております。

先ほどから議員さん方から、防災の面もいろいろとお尋ねがありますので、そういうことを多方面から検討していきたいなというふうに思っております。

また、住宅問題についても、住宅がふえるような方向、今、町営住宅の建てかえ工事をやっておりますし、県営住宅も福岡県のほうで建てかえる計画を進めていただいております。その次には、民間住宅あるいは民間の賃貸住宅等の促進をやっていこうかなというふうに思っております。以上です。

○議員（6番 丸谷 一秋君） はい、わかりました。はい。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。指名してから起立をさせていただきます。

○議員（6番 丸谷 一秋君） はい。④に行きます。

空き家対策の方向についてですが、空き家対策については、町内空き家は、先ほど同僚議員の空き家対策の回答で、79軒ほどあるということですが、豊前市内においては、適正に管理されていない老朽危険空き家等を除去する所有者等に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助することになり、市民の安心安全の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図ることを目的とする条例ができています。吉富町でも考えてみませんか。ほかに考えはありませんか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃいましたように、確かに豊前市では、空き家の適正な管理を求める条例を制定したほか、空き家バンクを実施しております。老朽化した危険な家屋の撤去などの費用について、30万円を上限に、その3分の1を補助とかいうふうに、そういったことをやってるようではございます。

ただ、本町におきましては、確かに空き家は本町の問題でもございますが、先ほど太田議員さんの質問にも答えましたように、本年の11月でしたか、臨時国会において、空き家等の対策の推進に関する特別措置法が成立しておりますので、この内容を受けまして、今後、国等の動向を見据えながら、本町の空き家問題に対する処置をどうすればよいかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 空き家対策は全国でも非常に、この問題はなっていますが、先ほど同僚議員の回答の中で、空き家に対することは、私はもう、もし、条例が取り入れるならば、アンケートとってやるべきだと思いますが、空き家対策については以上で終わります。

4番の吉富町長として、4年間の総括を問いますということですが、通告では4年前としていますが、8年前の間違えです。

吉富町政を担うものとして、8年前の初心と今現在の思いの変化はないのかをお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） きょう午前中のほかの議員さんからの御質問にもありましたが、8年前に吉富町長という重責をいただきまして、町政を担当させていただきました。その折に掲げました、まずは1万人の町を目指そうということで、いろんな施策を提案をさせていただきました。そして、4年前に2期目の任期が始まりまして、そのときにも、いろいろと具体的な施策を提案をさせていただきました。そして、皆さん方の御協力のもとに今日までやってまいりました。この8年間を通して、私自身の考え方、あるいは方向性について、自分自身でそれなりに、これが正しい道だというふうに思って、午前中もお話をしましたが、壮大な理念、そして自分の確固たる信念をもって、そして、どういう状況であろうが、諦めない執念をもってやっていくというふうに思っております。これからは何事であろうが、計画を立て、提案をしたものについては、諦めずに根気強くやっていくことが町政の責任者としての責任を全うすることだというふうに思っております。以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） この後、②と③については、同僚議員の質問により答弁いただいていたから、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（花畑 明君） 暫時休憩をいたします。再開は午後3時といたします。

午後2時51分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（花畑 明君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

山本定生議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。通告に沿って質問をしたいと思っております。本日も皆さん大変長くなりましたので、きょうは8人です。ですから、私のほうは、さっさと進めたいと思っておりますので、簡単明瞭、そして簡潔な答弁をお願いいたします。

吉富小学校の芝生化について。6月の吉富小学校校庭芝生化寄附の工事及びそれ以降の寄附者の管理に伴う授業計画及びその他行事などの変更点について、教育長へ説明を求めます。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） まず、私のほうからお答えいたします。

まず、1点目の芝生工事に伴う授業計画の変更についてであります。

授業計画の変更については、1件であります。内容につきましては、6月27日の金曜日、

5校時のふれあい集会、これは児童会の活動であります。この場所を運動場から体育館に変更いたしました。

続けていいですか。——はい、続けて2点目です。同じく運動場の使用・利用制限についての御質問であります。

運動場の使用・利用制限につきましては2点あります。

まず、1点目につきましては、工事及び養生期間中の6月25日水曜日から9月8日月曜日までは、芝生部分の使用を禁止いたしました。9月9日火曜日から9月26日金曜日、運動会の前日であります——までにつきましては、運動会の練習時間のみに芝生部分も使用しまして、その他休み時間等につきましては、使用を禁止してきました。また、運動会翌日の28日日曜日から10月5日日曜日までにつきましては、養生期間としまして、休み時間を使用禁止としまして、翌6日月曜日からは全時間使用可能といたしました。

なお、この使用禁止期間につきましては、当然、芝生を植えてます、トラックの外側部分につきましては、当然のように使用しておりますし、また、安全対策としまして、中休み、昼休みにつきましては、工事を中止する対応をとってきました。

次に2点目です。11月9日土曜日の授業参観のときには、通常、保護者の駐車を運動場の全面からいたしますが、芝生部分につきましては、保護者の車の駐車を控えました。

2点目の質問、お答えは以上です。

次に3点目です。次年度以降の計画についての御質問であります。

次年度以降の計画につきましては、芝をよい状態で維持していきたいと考えております。芝が枯れます冬の時期には、冬芝を蒔きまして、できる限り、1年中、緑の状態を維持できるように管理していきたいと考えております。

その管理の作業内容としましては、散水、水やりですね。これにつきましては、平均しまして月1回2時間程度を予定しております。しかし、夏場の7月から秋以降の11月にかけては、2回から6回を予定しております。

次に、肥料、施肥につきましては、平均して、月1回。次に芝刈りにつきましては、平均しまして、月2回。

なお、よく茂ります5月から10月につきましては、4回程度を予定しております。

以上、3番目の回答であります。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 4番目の芝生化寄附の採納について、御回答いたします。経過について御説明をしたいと思っております。

6月4日に代理の方から町部局に吉富町教育委員会宛てに、吉富小学校運動場芝張り工事一式

の寄附の申し出がありました。教育委員会に届いたのは翌日の5日でございます。

運動場の芝生化につきましては、事務局としても、子供たちの教育にとって多くのメリットがあり、大きな効果が期待されることから、ぜひ、お引き受けしたいと考えました。（「メリットは何」と呼ぶ者あり）そこで、6月6日に……。

○議長（花畑 明君） 不用な発言は控えてください。

○教育長（園田 陽一君） 守口委員長さんへ相談に行ったわけですが、委員長さんも断る理由は何もないということで、賛成していただきました。また、学校長にも、その旨を伝えると、大変喜んでおりました。そのような経緯を踏まえまして、6月11日に寄附受納について、町長の決裁を受け、町長と私とで、その方にお会いして、寄附採納決定通知書を手渡し、正式に引き受けることにいたしました。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、1番から4番まで、一旦説明をしていただきましたので、順を追って、これについて質問をしていきたいと思えます。

1番についてですが、この時点で、寄附者の管理をまだ行っているというふうに思われるわけですが、この時点で管理者がまだ民間の方、寄附された方ということなんですが、その方と芝生を使うための取り決めとか何か、そういうことはやられたんでしょうか。結局、8月末までという話やったやないですか、一番最初は。その間は夏休みと。しかし、実際は9月末までに伸びたという話なんで、その間に運動会も開かれるわけですから、芝を使うことに関しては、取り決めとか、そういうことはやられたのかなと。協定を結んだとか、どういうふうにするとか、そういうのはしておいたのかどうか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） その間につきましては、芝生は使わないということでございますね。そして、寄附された方は当初から芝生はきちんと生育した状態になったら引渡しをしたいと、そういうことは申しておりましたので、私どもも、そのように理解をしておりました。そういうことでございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その点で、運動会が終わった時点でも、実際には、芝生のほうがまだ育成が育ってなかったと。その後も管理をされてるというふうに私たちはお聞きしてるんですが、まだ、実際寄附されたのかどうかも、まだ、我々には何も連絡がありませんのでわからないんですが、その後も、やはり、その方が管理されたままで、今もあるということによろしいんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） そのとおりでございます。ことしの夏は天候が不順な、日照時間が非常に短かったということで、芝生の生育状態が悪く、まだ完全な状態ではないということで、当初予定しておりました8月の終わりですね、そして、9月の初めということの引き渡しの時期が伸びているという状態でございます。そして、今現在は寄附された方が管理運営をされているということでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、その方がまだ管理されていると。先ほど教務課長のほうが、冬芝を蒔いて、次年度に準備をされると言われてたんですが、いつの時点で冬芝を蒔いて準備されるのでしょうか。それは寄附者の方がやられるのでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） ことし冬芝を蒔くように予定をして、議会でも予算を計上しておりましたが、寄附者の方から、今の芝生の状態を見て、ことしのいわゆる夏芝ですね、今夏芝を植えているわけでございますが、夏芝の生育状態が余りよくないと。それで、ことし冬芝をこの上に蒔くのは夏芝を痛める可能性もあるということで、今回1年目でもあるということで、今回は見送ると。そういうことで、今現在に至っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、冬芝がない間、次の夏芝の計画というのは、来年の芝生化の計画ですね、ということで、ちょっとお聞きしたいんで、どういうふうな形で進めるのでしょうか。3番についてですね。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 今現在、やられていることは、夏芝が、表面は枯れておりますが、土の中に根を張っているわけでございます。その根の深さとか、土をかぶせるとか、そういったことを管理のほうが行われていると思います。そして、この冬が明けて、明ければ、今眠っている夏芝が出てくると。そういうことで、今待っているところでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この芝生化の件ですね、まだ、我々議会のほうとして、寄附を受け取っていないわけですから、これ以上、余り細かいことを聞くことがちょっと難しいと思うんですが、先日小学校で体育発表会というんですか、あれがありました。あちらの、私も出席させ

てもらったんですが、そのときの体育館の挨拶で、教育長は吉富小は芝生化をすることを事業計画に入れていたような説明、挨拶をされたわけですね。ことしの吉富小学校はこういうふうに進めるつもりでしたという芝生のことを言われたんで、あれ、4月の時点では確か計画ないと言われてたのに、新しい計画でもできたのかなと思ったんですが、今現在の芝生化の計画、今後、どういふ事業計画に取り組むかとか、何か、そういう新しい計画があるでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 私があのとき申し上げましたのは、今年度、吉富小学校は芝生化を実施したということ。そして、今後、子供たちの体力に役立てていきたいと期待していると、そういうことで申し上げたわけでございますし、そして、今後、芝生化を活用しながら、芝生化の一番のメリットであります運動能力、それを伸ばすということ、それから環境教育、そういったことに生かすということ、それからいろんな、ほこりとか、そういうような衛生面ですね、そういったことも含めまして、そういったメリットを生かすと、そういうことで、私は捉えております。

以上で終わります。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 4番目の質問で終わります、この質問、芝生化のほうは終わりたいと思うんですが、この芝生化を寄附採納というのをいつの時点で、完了というふうにするのか。今の時点ではちょっとわかりづらい。第三者が管理している土地を子供たちが使っているというふうな形になりますので、これはいつ時点で完了する予定なのか、教育長、そして受託側である町長にも、お考えがあるかちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 現在のところ、引き渡しがいづになるかということは、はっきりとはわかりませんが、寄附者の方も私とお話を何回もして、要するに、今の夏芝がきちっと生育されて、きちっとした状態でなれば、いつでも引き渡しするという、こちらのほうから連絡すると、そういうことでしておりますので、この冬を何とか越していけばいいんじゃないかなと、私は今のところ、そのように思っているところでございます。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、教育長がお話をしたとおり、私も同じように、そのように受け取っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この芝生の件については、また、ここで聞いてもらちが明かない



部分もありますので、また、おいおい説明など、まだ特別委員会のほうでやっていきたいとは思いますが、ただ、これはもう、町のほうも寄附していただくという前提でやっているわけですから、町のほうも、この寄附者にいつまでも頼ってなくて、来年以降は自分たちで管理するわけですから、そこに関してはしっかりとやっていってほしいと。このままでは、じゃあ、もらいました。今のままでは管理できませんというふうになるのではないかと、我々は危惧してるわけですね。そこら辺を十分検討していただいて、これを進めていってほしいと思います。

2番、基金についてに移ります。

平成25年度吉富町一般会計決算繰越金も3億円近く、2億7,337万円ですか——残り、本来実施すべき必要のあった施策や町民への公的扶助を十分行ったのか。吉富町の将来を見据えて、目的基金として、計画的に予算措置すべき必要はなかったのか。町長のお考えをお聞きます。

○議長（花畑 明君） 会計管理者。

○会計管理者（友田 博文君） 一般質問の間2の基金については、まず最初に、基金の概要と現状について、会計のほうからお答えいたします。

既に議員御承知のこととは存じますが、地方自治法第241条に「地方公共団体は条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができる」から始まり、2項で「効率的な運用をしなければならない」、3項で「当該目的のためでなければ、処分をすることができない」、4項で「基金の運用から生ずる収益及び管理に要する経費は予算計上しなければならない」等々8項まで定められており、基金の管理及び処分に関し、必要な事項は条例で定めなければならないとなっております。

本町も地方自治法第241条にのっとり、町条例に、吉富町財政調整基金条例、減債基金条例、人材育成基金条例、奨学金基金条例、文化振興基金条例、地域振興基金条例、地域福祉基金条例、国民健康保険給付費支払準備基金、国民健康保険高額療養費資金貸付基金、農業振興基金、土地開発基金、公共下水道事業費基金、漁業振興基金、スポーツ振興基金、ふるさと吉富まちづくり応援基金、災害対策基金、地域の元気臨時交付金基金の合計17基金が設定されており、多種多様に対応がなされるよう工夫されております。

特に平成25年度末に、地域の元気臨時交付金基金1億円を新設し、平成23年度に災害対策基金を新設し、平成24年度末には未曾有の災害対策に対応するために、1億6,375万6,000円を追加し、あってはならない災害対策として万全を期しております。平成25年度末現在基金高は、特別会計を含めて、29億7,025万7,068円ございます。これには、国保の高額療養貸付基金は含めておりません。

一般に財政調整基金として、「毎年度において歳計に剰余を生じたときは、当該年度の剰余金

の2分の1を下らない金額を基金に積み立てるものとする」と、財政調整基金条例の第2条に規定されており、この条例に従って、基金の積み立てを実施しております。財政調整基金も広い意味での目的基金ですが、その処分等については、通常の目的基金より幅広く処分ができますので、緊急かつ必要に迫られていない場合は、財政調整基金に積み立てて運用している状況でございます。

以上で、基金等の前段の、基金の説明及び現状の説明を終了し、目的基金としての計画的予算措置等については、企画財政課のほうから回答させていただきます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） では、次に企画財政課のほうで、質問に沿った形で答弁をさせていただきますと思います。

まず、平成25年度の一般会計の決算につきましてですが、歳入総額が約34億9,000万円、歳出が約32億1,000万円となりまして、いわゆる決算剰余金が2億8,000万円ほど生じております。

近年の決算剰余金の状況ですが、平成24年度の決算に関しましては、約1億6,000万円と若干少ないものの、それ以前の数年間は2億円から2億7,000万円程度の剰余金が発生しております。昨年度だけが突出して多いというようなわけではございません。

通常、予算の編成では、歳入につきましては確実に収入できるものだけを見込みまして、歳出には途中でお金が足りないといった事態にならないよう、確実に事業を実施できる額を計上する関係上、その差額が積み重なりまして、決算剰余金が生じております。

本町では、例年最後の3月補正予算を編成する時点で、確実に収入が見込まれる範囲での予算の措置はできる限り行っておりますし、歳出のほうでも、不用額が確定した経費につきましては、できるだけ減額をしておりますが、やはり、どうしても一定の剰余金というんですか、発生いたすものでございます。

また、発生しました決算剰余金は、先ほど会計管理者のほうから話がありましたが、地方自治法及び地方財政法の規定に基づきまして、財政調整基金に2分の1以上を積み立てることとなっております。そして、後年度の財源調整に役立てられるというわけでございます。

また、残額につきましては、繰越金として翌年度の財源として活用されております。剰余金はこうして必然的に後年度の財政運営に活用されていきますので、一定の剰余金の発生はやむを得ないこと。剰余金の発生が財政運営上問題を生じさせるものではないということ、まず御理解いただければと思っております。

質問の次でございます。

本来実施すべき施策を十分に行ったのかとの御質問でございますが、昨年度の歳出規模は32億円を超えております。前年度より約1億3,000万円も増加しております。内容は、駅前前の道路や町営住宅の建てかえ、小学校のトイレ改修、各種建設事業を初め、公共施設の耐震化、地域防災計画や防災マップの作成などの防災対策、各種福祉施策など、第4次総合計画に基づきまして、実施すべき施策を積極的に進めることができたのではないかと考えてございます。

最後に、目的基金に計画的に予算措置すべきではなかったかという御質問ですが、先ほど御説明しましたとおり、3月補正の時点で見込まれる歳入は可能な範囲で予算措置を行っております。その結果として、歳出との差額で余剰が見込まれた部分につきましては、平成25年度3月補正におきましても、減債基金ということで1億円、公共下水道事業基金に1億3,000万円、地域の元気臨時交付金基金に1億円、それぞれ積立金として予算措置し、各基金への積み立てを行わせていただいたところでございます。

今後も議員さんの御指摘のとおり、最終的に余剰が見込まれる財源につきましては、将来的に多額の費用が必要となる事業に充てるための目的基金への積み立てですね、等をこれまでと同様に実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 町長はよろしいですか。はい、町長。

○町長（今富壽一郎君） 今の会計課長、企画課長がお話をいたしましたとおり、柔軟な財政運営を行う意味においても、25年度に出ました剰余金については、まずは、2分の1以上は法律で定められた基金に繰り入れ、残りは翌年度の財政運営に使っていきたいということで、そういう事務処理をさせていただいております。これにつきましては、毎年度ほぼ同じような形でやらせていただいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今るる、会計課長から企画課長、説明を受けました。私が聞きたかったことと、かなり違うんですけどね。

施策や町民への公的補助を十分に行ったかというときに、確か、平成25年度は予算的に厳しいということで、老人福祉センターの耐震診断が行われなかったんじゃないかなと私は思ってるんですね。目的基金というのは、先ほど目的基金の説明をされましたが、現在、これだけ道路などを進めている上で、本来であれば、こういうところに目的基金という形で財源確保するのが本来ではないのかなと私思うんです。先ほど、いろいろ地域元気臨時交付金だ、何だと言ってきましたが、それらの項目とは別に町が掲げる道路整備、そういったものに関して基金というものを活用していくべきではないのか。現に、元気臨時交付金は基金として積み上げ、そのすぐ

1カ月もたたない後に崩すという話もありましたよね。ですから、そういったものではなくて、計画的な目的基金というのをつくってはどうかというふうなことを町長にお聞きしたかったんですが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今言われました元気臨時交付金ですか、その交付金を基金に積み立てて、その交付金には期限がありますので、その期限までに消化をしたというふうなことになっております。そういう説明もさせていただいたというふうに思っております。

それから、金額で見ますと、3億円という大きな数字になりますが、1年間の本町の予算と比較してみますと、3%強あるいは3%弱が毎年剰余金として出ております。30億強の予算を計上し、運営をしていく中で、3%程度は余裕が必要だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、以前の吉富町というのは、そういうふうに基金を、今さっき聞いたように、17基金つくるように、絶えず、そのたびそのたびに次の世代のためにお金を残していって運営してきたわけですから、今、我々の時代に基金というものを取り崩して、どんだんどんどん使っていくというような形にならないように、今からも、こういうふうな基金をつくってはいかがかなと思って、こういう質問をしたわけですが、この件につきましては、また3月議会でやりたいと思いますので、これにて私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（花畑 明君） これにて一般質問を終わります。

---

○議長（花畑 明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、大変お疲れのところ恐縮なんですけど、議員の皆さんは委員会室へお集まりください。お疲れさまでした。

午後3時27分散会

---